



神奈川県  
環境農政局水産課

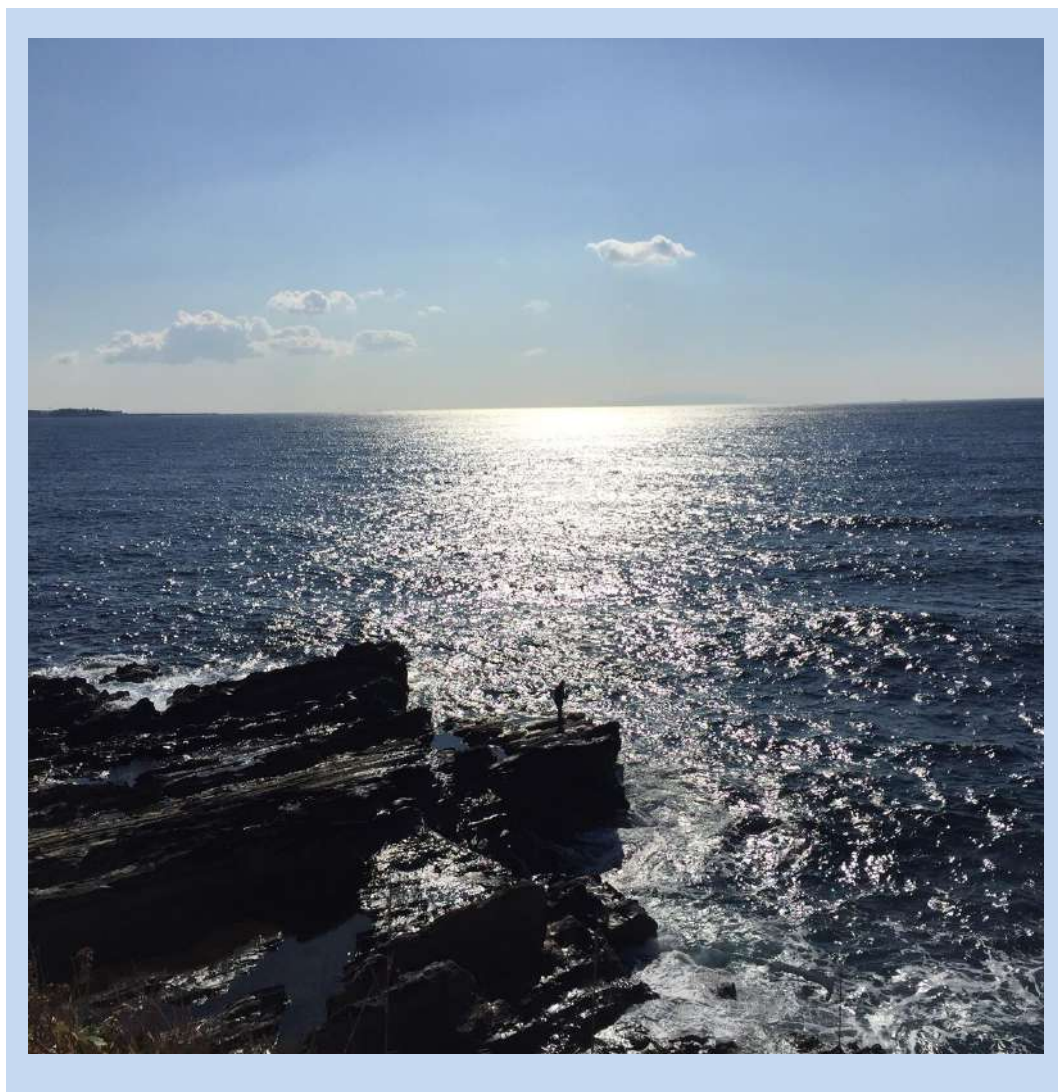


私たち一人ひとりの行動が、  
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

# かながわ水産業活性化指針 (改訂版)

海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業をめざして



令和4年3月  
神奈川県



## 目 次

はじめに	1
1 かながわ水産業活性化指針とは	1
2 経緯	1
<b>I 改定の趣旨及び基本目標</b>	<b>2</b>
1 改定の趣旨	2
2 基本的な考え方と基本目標	3
3 指針の期間	3
<b>II 本県水産業のめざす姿</b>	<b>4</b>
1 海面	4
(1) 役割	4
(2) めざす姿	4
2 内水面	5
(1) 役割	5
(2) めざす姿	5
<b>III 重点的に取り組む施策</b>	<b>6</b>
1 施策の方向	7
2 具体的な施策	8
(1) 食に関する施策	8
(2) 海に関する施策	12
(3) 漁師に関する施策	18
(4) 漁協と漁港に関する施策	21
(5) 地域ごとの主要施策	23
(6) 川・湖に関する施策	28
<b>IV 指針の推進</b>	<b>31</b>
1 指針の推進主体	31
2 県の推進体制	31
3 国への要望活動	31
4 指針の進行管理	31
5 他の県計画等との関係	31
<b>V 参考資料</b>	<b>32</b>
1 用語解説	32
2 平成 30 年度までの指針の目標達成状況	38
3 全国の水産業の現状	39
4 本県の漁業生産量	40
5 本県の漁業生産額	41
6 本県の年代別新規就業者数の推移	42
7 県内における漁業種類別漁獲物の平均価格の推移	42
8 かながわの魚 11 種	43
9 水産基本法【抜粋】	45
10 内水面漁業の振興に関する法律【抜粋】	46



## はじめに ～指針の一部改定にあたって～

### 1 かながわ水産業活性化指針とは

本県の水産業は、平成 28 年で県民約 88 万人分の年間消費量に相当する漁業生産があり、豊かな食生活に貢献するとともに、漁業操業を通じた水域の環境保全や、海、川とのふれあいの場の提供など、様々な機能を発揮しています。こうした水産業の果たしている機能を今後も維持していくためには、漁業者自らの取組はもとより、県民一人ひとりの理解と支持を得ながら、本県水産業を将来に引き継いでいく必要があります。

「かながわ水産業活性化指針」は、こうした考えに基づき、本県における水産施策の方向性を明らかにするために定める計画です。内水面漁業<sup>1</sup>に関する部分については、内水面漁業の振興に関する法律<sup>2</sup>（平成 26 年法律第 103 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく法定計画として位置付けられています。

内水面漁業の振興に関する法律では、都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、農林水産大臣が定める基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画を定めることができるとされています。

### 2 経緯

県は、平成 7 年 5 月に「かながわ海業推進計画」の基本計画を、平成 9 年 3 月にはその実施計画を策定し、水産業の活性化を図ってきましたが、その後、本県水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、国では、平成 13 年 6 月に水産基本法<sup>3</sup>を制定し、資源回復計画<sup>4</sup>などの新たな施策を打ち出しました。

こうした状況の変化に対応するため、県は、「かながわ海業推進計画」の後継計画として、平成 17 年 3 月に「かながわ水産業活性化指針」を策定しました。

その後、本県水産業を取り巻く情勢の変化を考慮し、平成 20 年 3 月に一部改定、平成 28 年 3 月に基本目標を継承した現行指針を策定しました。

この指針では、基本目標として「海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業をめざして」を掲げ、概ね 10 年後（令和 7 年度）の「かながわの水産業のめざす姿」と、5 つの「目標値」を示すとともに、その実現に向けて 10 年間で取り組む「重点的に取り組む施策」などを定めました。

<sup>1</sup> 36 ページ参照

<sup>2</sup> 36 ページ参照

<sup>3</sup> 35 ページ参照

<sup>4</sup> 34 ページ参照

# I 改定の趣旨及び基本目標

## 1 改定の趣旨

今般、指針の目標年度である令和7年度の中間年を迎えるにあたり、国では70年ぶりの漁業法改正<sup>2)</sup>などを柱とする「水産政策の改革<sup>1)</sup>」の実施ならびに世界的な持続可能な開発目標（SDGs）<sup>5)</sup>の推進<sup>3)</sup>など、本県水産業を取り巻く情勢が更に大きく変わったこと、令和元年7月に県の総合計画である「かながわグランドデザイン第3期実施計画」が策定されたことを踏まえ、水産業を取り巻く環境や現状と課題について時点修正するとともに、施策ごとの「主な取組」や地域ごとの「主な課題」などを中心に見直しを行い、これまでの目標達成状況を勘案したうえで、各施策の目標値など、指針の一部改定を行いました。

### 1) 水産政策の改革

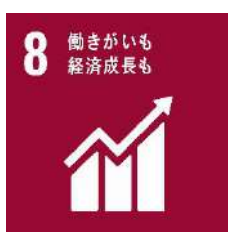
平成28年6月に政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」で水産政策の改革が決定されました。この中では、（1）科学的知見による資源管理の強化などからなる「新たな資源管理システムの構築」、（2）漁獲割当（IQ）の設定と併せ、船舶の規模に係る規制の見直しなどからなる「漁業許可制度の見直し」、（3）法定の優先順位の廃止などからなる「漁業権制度の見直し」、（4）漁業者などの漁場保全活動の支援などからなる「漁村の活性化と多面的機能の発揮」などが謳われ、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を通じて、「漁業者の所得向上」と「年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立」を目指すべき将来像としています。

### 2) 漁業法の改正

平成30年12月に改正漁業法が公布され（令和2年12月施行）、70年ぶりに漁業法が全面的に改正されました。この中では、水産政策の改革の方向性に合わせ、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度などの漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されました。

### 3) 水産業における持続可能な開発目標（SDGs）の推進

本県は平成30年6月には、国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」にも選定され、SDGs先進県として持続可能な水産業を実践していく必要があります。水産業に関連する目標としては、「2 飢餓をゼロに」、「8 働きがいも経済成長も」、「13 気候変動に具体的な対策を」及び「14 海の豊かさを守ろう」などが挙げられます。



<sup>5)</sup> 35 ページ参照

## 2 基本的な考え方と基本目標

神奈川県には、外洋に開けて黒潮<sup>6</sup>の恩恵を受ける相模湾と、江戸前の海として多種多様な水産動植物を育ててきた東京湾、そして相模川や芦ノ湖などの川や湖が存在しており、水産業も恵まれた環境を背景に盛んに行われてきました。

本県水産業は、海や川などからの「恵み」を通じて、基本的な動物性タンパク質やDHA（ドコサヘキサエン酸）<sup>7</sup>など様々な栄養成分の供給という面から、県民のいのちと健康を支えています。また、釣りなどの海洋レジャー産業、食文化や祭事など地域文化の担い手となることにより、県民の生活に「潤い」を与えています。

そこで、本指針では、県民に豊かな海・川などの「恵み」と、生活への「潤い」を将来にわたって提供していける「活力」ある水産業の実現をめざします。

### 基本目標

**海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業をめざして**

## 3 指針の期間

今回の改定は、平成28年度から令和7年度までの10年間のうち、令和4年度から7年度までの4年を対象とします。

<sup>6</sup> 34 ページ参照

<sup>7</sup> 35 ページ参照

### Ⅲ 本県水産業のめざす姿

#### 水産業の役割とめざす姿

基本目標「海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業をめざして」を達成するため、海面及び内水面の水産業の役割を踏まえ、それぞれのめざす姿を定めます。

#### 1 海面

##### (1) 役割

本県水産業の役割は、県民に望まれる新鮮で安全・安心な水産物を、安定的かつ持続的に供給していくことです。

また、水産業は、本来の食料供給という役割に加えて、それに付随した様々な多面的機能を有しています。

例えば、水産資源を育む海の環境の保全、魚食文化や地域文化の継承などに大きな役割を果たしており、漁業者や漁村コミュニティがそれらに係る活動を支援しています。

##### (2) めざす姿

県民へ安定的に県産水産物を供給し続けていくには、県内の水産業に活力があり、そして魅力ある産業であることが必要です。

そこで、本県水産業に期待されている役割を将来にわたって果たしていけるよう、次のめざす姿を定めて、各種の取組を進めていきます。

#### <めざす姿>

- 県民の求める水産物を供給できる水産業を実現します。
- 時代の変化に対応し、新たな事業に挑戦できる水産業を実現します。
- 十分な利益を上げ、次の世代に安心して引き継げる水産業を実現します。



定置網の操業風景



にぎわう漁港の朝市



## 2 内水面

### (1) 役割

本県の内水面漁業の役割は、県民にアユやマス類、ワカサギなどを安定的に供給するとともに、遊漁<sup>8</sup>などのレクリエーションを楽しめる河川や湖の漁場環境<sup>9</sup>を実現し、豊かで潤いのある県民生活の創出に貢献することです。

### (2) めざす姿

アユやマス類、ワカサギなどを供給し続けていくには、種苗放流<sup>10</sup>など内水面の漁業協同組合<sup>11</sup>などによる取組を継続して、内水面における水産物供給の安定化を図る必要があります。

また、水産資源を育み、県民のレクリエーションの場ともなっている河川や湖の漁場環境を保全していく必要があります。

そこで、内水面漁業の役割を果たしていくために、次のめざす姿を定めて各種の取組を進めていきます。

#### <めざす姿>

- 県民の求める水産物を供給できる水産業を実現します。
- 豊かな水産資源と潤いのある県民生活を支える河川や湖の漁場環境をつくります。



投網漁



アユ釣りを楽しむ人びと

<sup>8</sup> 37 ページ参照

<sup>9</sup> 33 ページ参照

<sup>10</sup> 35 ページ参照

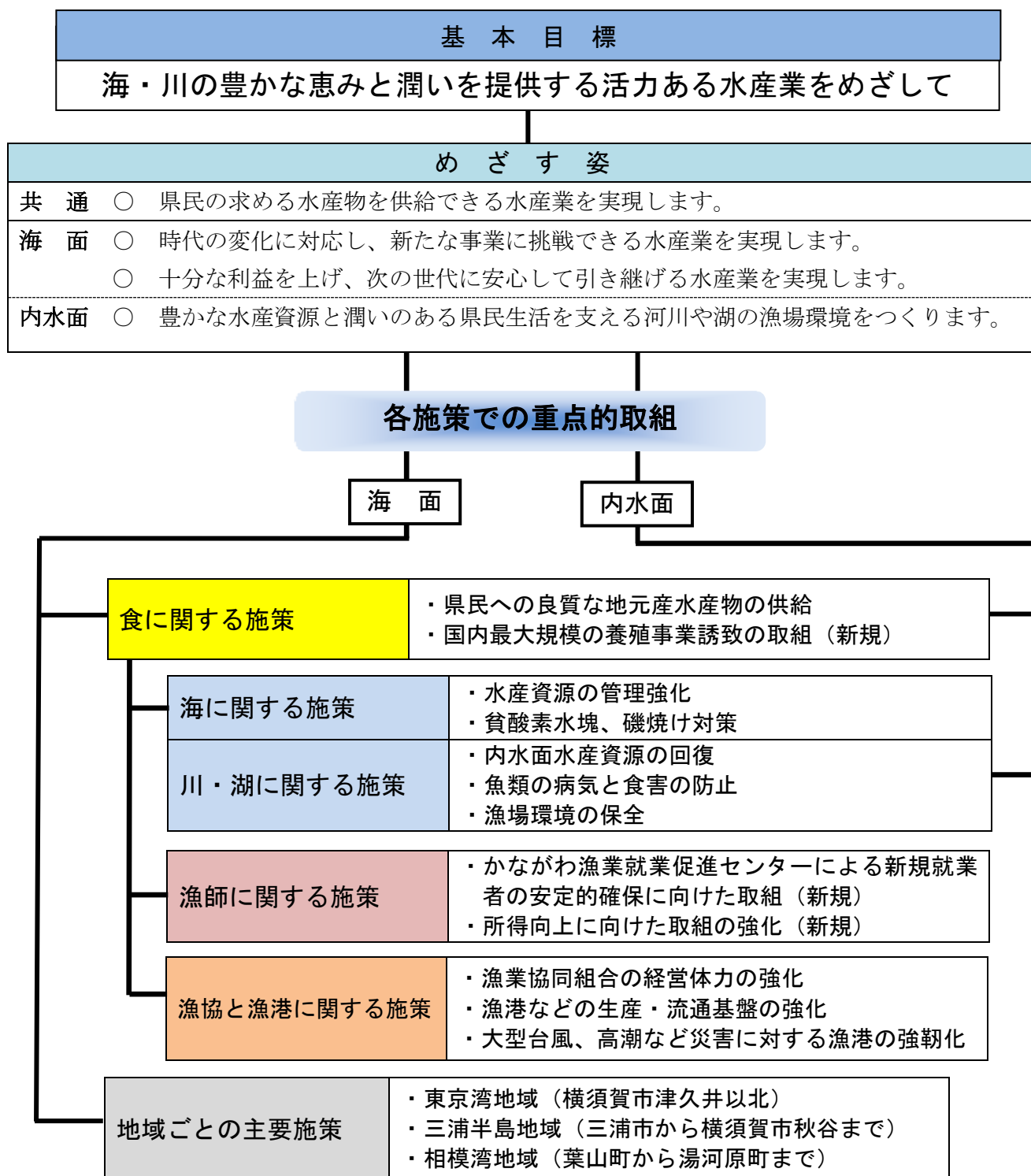
<sup>11</sup> 33 ページ参照

### Ⅲ 重点的に取り組む施策

本県水産業が抱える課題を解決するとともに「めざす姿」を実現するため、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間で次の施策に重点的に取り組みます。

なお、施策内容については、5 年目を目処に進捗状況や事業効果等を検証し、必要な見直しを行います。

＜改定後の「かながわ水産業活性化指針」の施策体系のイメージ＞



## 1 施策の方向

県民への安全・安心で魅力ある水産物の安定的な供給を目指す「食」に関する施策、水産資源の維持・増大と漁場環境の保全を主体とした「海・川・湖」に関する施策、漁業就業支援や定着化に取り組む「漁師」に関する施策、そして、漁業協同組合や漁港及び関連施設などの生産・経営基盤強化を目的とした「漁協・漁港」に関する施策をSDGsを意識しつつ重点的に実施していきます。

なお、各施策の実行に当たっては、水産業に応用が可能な様々な先端技術の積極的な導入を推進して効果的な施策展開を図ります。

また、本県水産業のうち海面漁業<sup>12</sup>は、沿岸から遠洋まで多様な漁業種類が存在し、特に沿岸漁業<sup>13</sup>においては東京湾と相模湾で漁業の操業実態が大きく異なっており、漁場環境や行われている漁業にそれぞれ特徴があります。

そのため、全県で統一的に実施していく施策のほかに、沿岸漁業の実態に応じて水域を3つにゾーニングし、それぞれの事情に応じて対応すべき課題や主要な施策についてまとめました。

### <重点的に取り組む施策のイメージ>

県民の「食」を「海・川・湖」、「漁師」、「漁協（漁業協同組合）・漁港」が支えます。



<sup>12</sup> 33 ページ参照

<sup>13</sup> 32 ページ参照

## 2 具体的な施策

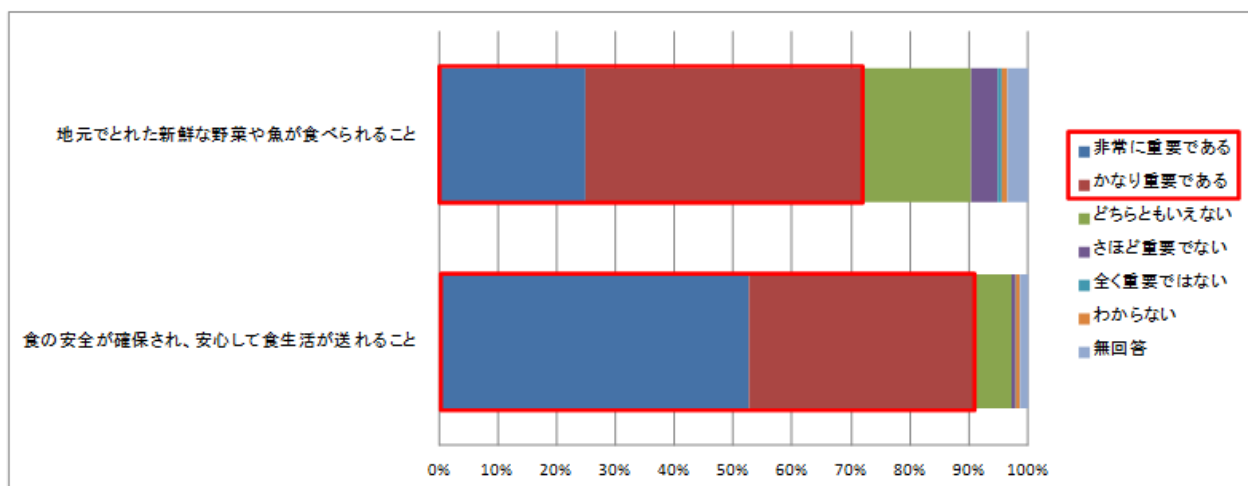
### (1) 食に関する施策

#### ア 現状と課題

##### 【現状】

県民ニーズ調査<sup>14</sup>（平成 27 年度）によると、「地元で取れた新鮮な野菜や魚が食べられること」を重要視している県民はおよそ 72%に達し、「食の安全が確保され、安心して食生活が送れること」を重要視している県民は 90%を超えていることから、新鮮で安全・安心な県産水産物に対する需要が根強いことを示しています。

また、本県の水産物の平均価格は、平成 16～20 年平均で 320 円/kg（うち沿岸漁業は 284 円/kg）、平成 21～25 年平均で 327 円/kg（同 265 円/kg）で横ばいでしたが、平成 26～30 年平均では 533 円/kg（同 422 円/kg）となり上昇傾向に転じており、この傾向は国際的な水産物の需要の高まりが背景にあることも要因の一つと考えられます。



平成 27 年度県民ニーズ調査における意識の傾向

##### 【県の取組と課題】

供給量は好・不漁に影響されやすく、県民や県民に県産水産物を供給している流通・小売業者に対しての安定的な供給を難しくしています。県では、漁港について高度衛生管理<sup>15</sup>体制に適應すべく順次整備を進めてきましたが、全体的には依然として衛生管理の遅れが危惧されています。また、利便性が高く食べやすい県産水産物を使った加工品などの供給も充分ではありません。

このことから、漁港における高度衛生管理対策の強化及び好・不漁に影響されにくい供給体制の構築や、県産水産物を使った加工品などの供給量を増やす必要があります。

<sup>14</sup> 34 ページ参照

<sup>15</sup> 34 ページ参照

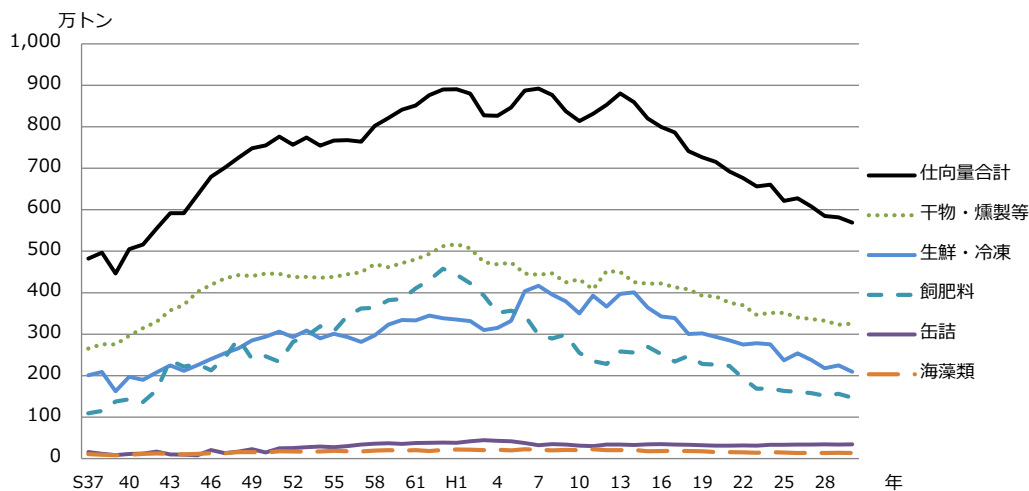
## 減少し続ける水産物の消費量

国内の水産物食用消費仕向量は、平成 13 年度は 881 万トン以降減少を続け、平成 30 年度は 569 万トンまで減少しています。（下図：仕向量計＝干物・燻製等＋生鮮・冷凍＋缶詰）

また、食用魚介類の一人当たり年間消費量は平成 13 年度の 40.2kg をピークに減少を続け、平成 30 年度は 23.7kg まで落ち込んでいます。

なお、水産物輸入量は平成 13 年及び 14 年の 382 万トンにピークに緩やかに減少しており平成 30 年は 238 万トンで、食用魚介類の自給率は平成 21 年以降 56～62% で推移しています。

一方、水産物の平均産地価格は 21 年以降上昇傾向にあります。平成 17 年から平成 20 年までは 120～150 円/kg でしたが、平成 22 年以降は 150 円/kg を超え、平成 25 年には 177 円/kg まで上昇し、平成 30 年は 159 円/kg でした。



国内の水産物消費仕向量の推移(農林水産省「食料需給表」により作成)

国内の水産物消費仕向量とは、国内生産量＋輸入量－輸出量－在庫の増加量（又は＋在庫の減少量）によって算出される、国内で消費された水産物の量。

## イ 対応の方向

県民が求める安全・安心な県産水産物の供給を安定的に行っていくためには、供給量だけでなく、衛生管理の強化など質の向上が必要です。

また、調理が簡便・不要で食べやすいといった、県民ニーズの高い水産物や水産加工品の供給を強化することも重要です。（平成 27 年度県民ニーズ調査結果）

そこで、生簀（いけす）を利用した出荷調整や資源の効率的な利用を進めて供給量の拡大と安定化を図るとともに、漁港機能の高度衛生管理対策の強化などにより高鮮度で安全・安心な付加価値の高い県産水産物の供給を促進します。

また、新たな加工品の開発や需要が見込める二枚貝<sup>16</sup>、気候変動に対応した海藻類などの養殖生産の促進や大規模外洋養殖事業<sup>17</sup>の誘致など、魅力的な県産水産物を県民へ供給

<sup>16</sup> 36 ページ参照

<sup>17</sup> 35 ページ参照

するとともに、健康づくりに役立つ魚食の普及に努めます。

## ウ 主な取組内容

- 安全・安心な県産水産物の供給を安定的に行う体制を整備します。
  - ・ 蓄養<sup>18</sup>機能付き定置網<sup>19</sup>の導入と漁港の蓄養水面の活用促進
  - ・ 高度衛生管理に対応した流通拠点（漁港）整備の促進
  - ・ 波浪などに強い定置網の導入や災害に強い漁港の整備・支援
- マーケット・イン<sup>20</sup>の発想や健康的視点に着目した、県民ニーズの高い県産水産物・加工品の供給を支援するとともに、魚食の普及促進を通じた県産水産物の消費拡大を図ります。
  - ・ 地域の特徴を活かし、かつ健康的視点に着目した水産加工品の開発支援
  - ・ 貝類などニーズの高い魚種および気候変動に対応した海藻類の養殖促進
  - ・ 県産水産物の消費促進
  - ・ 県産水産物のブランド化および漁業の6次産業化<sup>21</sup>への支援
- 新たな県産水産物の供給を目指します。（新規）
  - ・ 大規模外洋養殖事業の誘致



新たな加工品の一例「北条一本ぬきカマス」



県内産養殖イワガキ

## エ 施策の目標（改定）

項目	現状	目標値
海面養殖生産量	平成 26～30 年平均 1,051 トン	令和 7 年 1,280 トン
	二枚貝 1 トン未満 海藻 1,050 トン その他 0 トン	二枚貝 30 トン 海藻 1,200 トン 魚類 50 トン

<sup>18</sup> 36 ページ参照

<sup>19</sup> 36 ページ参照

<sup>20</sup> 36 ページ参照

<sup>21</sup> 37 ページ参照

### 【目標設定の考え方】

直売所などで県民に人気があり、料理がしやすく食べやすいマガキ・イワガキなどの二枚貝や海藻類の生産強化に加え、大規模外洋養殖施設の稼働による魚類生産量の増加に伴い、年間養殖生産量の目標を 1,280 トンに決めました。

<参考>

かながわグランドデザイン第3期実施計画では、次の目標を設定しています。

項目	目標値
水産物の販路拡大件数	2022（令和4）年度 1件

### 【目標設定の考え方】

県民ニーズが高く健康づくりに役立つ県産水産物・加工品の更なる供給を支援するため、水産加工品の開発支援に取り組み、民間での生産・販売品目を毎年1品ずつ増加させることを目標としています。

## (2) 海に関する施策

### ア 現状と課題

#### 【現状】

本県の養殖業を除く海面漁業生産量は、平成 21 年 41,404 トン、平成 25 年 34,534 トン、平成 29 年 28,797 トン、平成 30 年 28,138 トンで、特にサバたもすくい<sup>22</sup>漁業などの沖合漁業<sup>23</sup>で著しく減少しています。定置網漁業を主体とする沿岸漁業については、平成 11 年に 13,633 トンまで落ち込んだ後に一時回復基調にありましたが、近年は再び減少傾向で推移し、平成 30 年は 11,142 トンとなっています。一方、生産額は近年 60 億円台と横ばいでしたが平成 30 年は 50 億円でした。

神奈川県資源管理方針に定める特定水産資源（くろまぐろ、まあじ、まいわし、するめいか、まさば及びごまさば）については、毎年、漁獲可能量を定め県ホームページで公表するとともに適時漁獲量を把握することで適切な資源管理を行っていますが、魚種ごとに見ると、回遊性魚種<sup>24</sup>であるマサバ、マイワシは資源状態が回復傾向にあり、近年はタチウオの漁獲量も増加傾向にあります。一方、東京湾のシャコやマコガレイ、三浦半島のアワビは、平成 19 年度からの資源回復計画・資源管理計画<sup>25</sup>の実施や他県の漁業者と協力して行っている資源管理の取組にもかかわらず、漁獲量が低迷しています。

定置網での漁獲量は、波浪による休漁日が増加したり、本県海面へのサバ類、イワシ類等の来遊量の減少により、ここ数年不漁が続いています。

漁場環境については、東京湾で貧酸素水塊<sup>26</sup>の拡大や底質<sup>27</sup>の改善が遅れています。

また、三浦半島沿岸域では磯焼け<sup>28</sup>が深刻化しており、アワビ・サザエなど磯根資源<sup>29</sup>の維持・回復に悪影響を与えています。最近では県西地域でも磯焼けが確認されるようになっています。

なお、海面養殖はノリ、ワカメ、コンブの藻類養殖を主体に、主に東京湾から三浦半島にかけて行なわれており、生産量は平成 25 年まで 1,200 トン前後、平成 26 年以降 1,000 トン前後で推移しています。生産量の減少は、秋の海水温の低下が遅れ、養殖開始時期が遅くなっていることも要因の一つと考えられます。

22 34 ページ参照

23 32 ページ参照

24 33 ページ参照

25 35 ページ参照

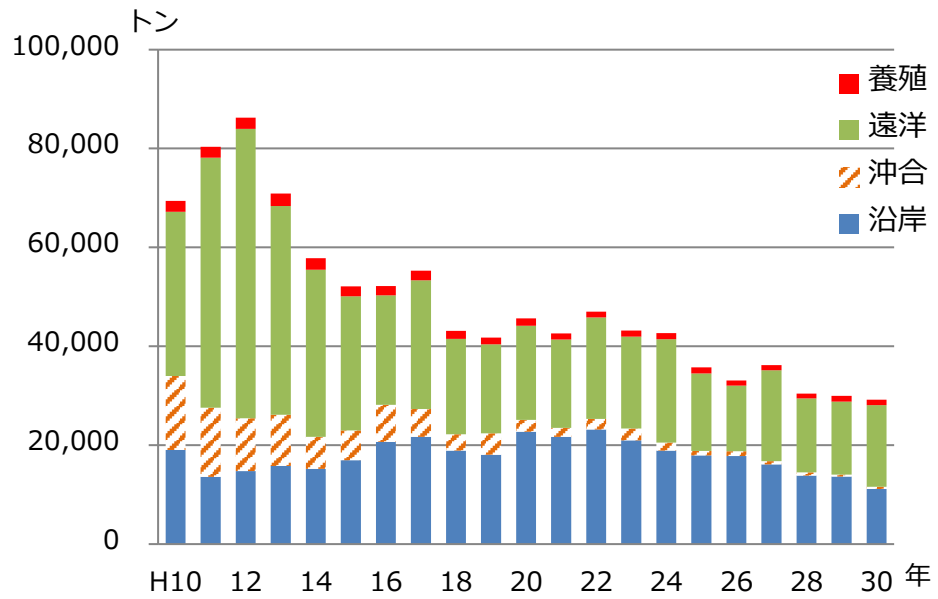
26 14 及び 36 ページ参照

27 35 ページ参照

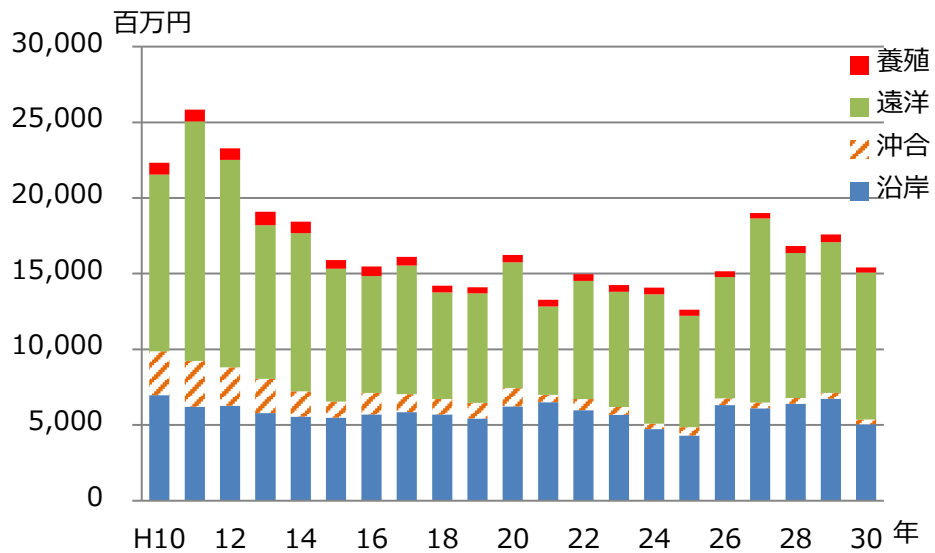
28 32 ページ参照

29 32 ページ参照





本県の漁業種類別生産量の推移（農林水産統計年報より作成）



本県の漁業種類別生産額の推移（農林水産統計年報より作成）

## 東京湾と貧酸素水塊

東京湾は世界でも有数の豊かな海で、1960年代には東京湾全体でアサリなど貝類を中心に18万トンを超える漁獲量がありました。しかし、高度経済成長期を経て港湾開発が進み、累積埋め立て面積が1万ヘクタールを越えたころ、漁師の廃業もあって漁獲量が急激に減少し、2000年代には2万トン前後まで落ち込みました。

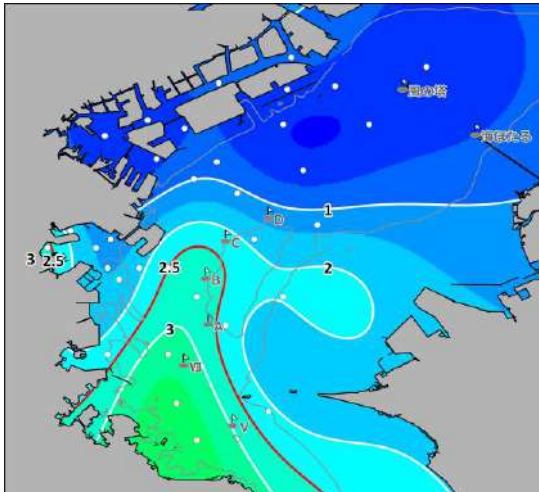
その一方で、東京湾の水質は水質改善にかかる取組が進み、水質汚濁の指標である全窒素やCOD（化学的酸素要求量）は、高度経済成長期と比較するといずれも低下しており、海水は「きれい」になってきているといえます。

しかし、DO（溶存酸素量）はほとんど変化がなく、むしろ最小値は低下傾向にあります。

また、東京湾では、毎年夏季を中心にDOが極めて低い海水の塊である「貧酸素水塊」が湾の奥（北）側から発生し、京浜運河周辺ではほぼ無酸素に近い状態になることもあり、特に移動する能力の低い貝類などの水産動物が多く斃死する事態が生じています。

近年は、貧酸素水塊の発生・存続する期間が長く、しかも横須賀市沿岸など南側まで拡大する傾向が見られます。

貧酸素水塊が発生する原因は、水質浄化や酸素供給機能のある藻場・干潟の減少や海砂の採取などによる海底の窪地など、いろいろな説がありますが、はっきりしていません。



全窒素：35 ページ参照

COD：34 ページ参照

図 2020年（令和2年）9月10～11日の東京湾中部の溶存酸素量観測結果。DOが2.5ml/L以下の貧酸素水塊が神奈川県沿岸海底付近に広がっている（青系色部分）

（県水産技術センター作成）

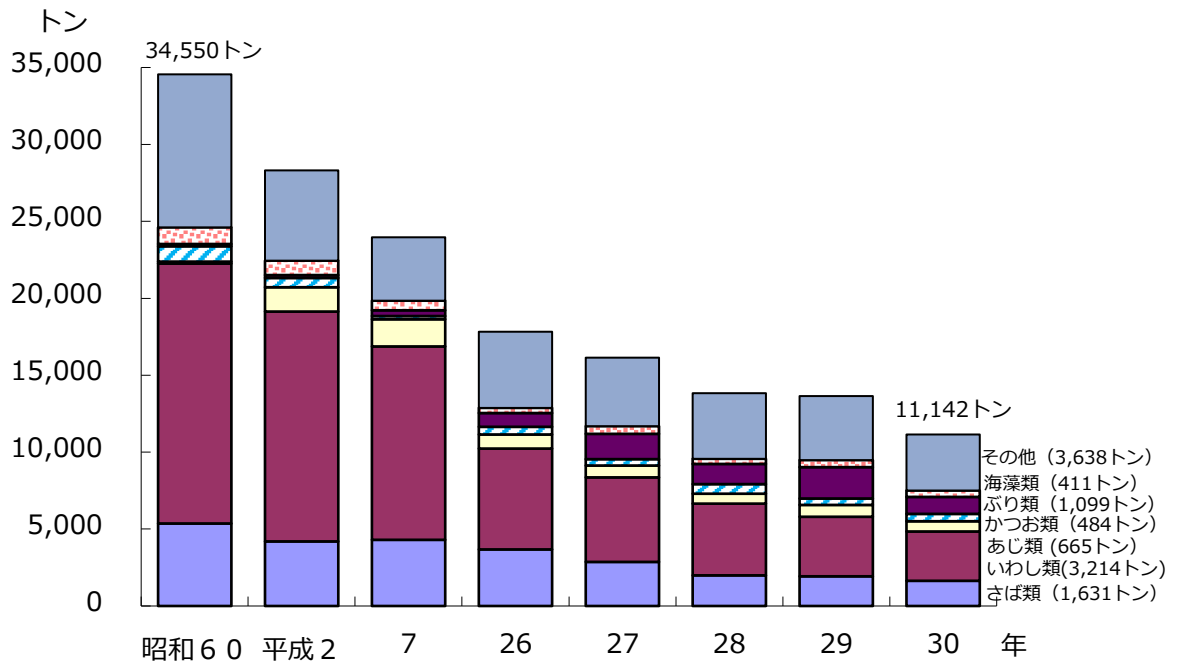
## 【県の取組と課題】

県では、東京湾のシャコやマコガレイ、三浦半島のアワビ類資源などについて、漁業者をはじめとする関係者ととも資源管理<sup>30</sup>や栽培漁業<sup>31</sup>の実施など、資源回復を目的とする取組を行ってきましたが、貧酸素水塊や磯焼けなど環境要因により漁獲量の低迷が続いています。

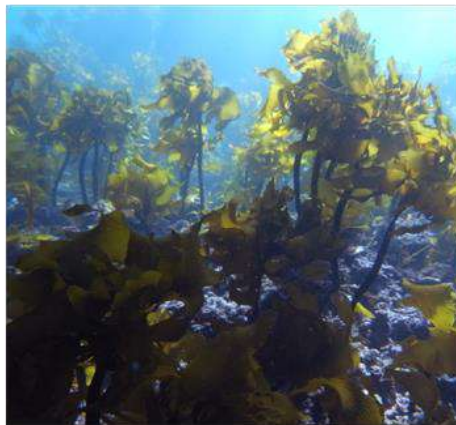
また、マサバ、マイワシなど全体としては資源量が増加していますが、本県沿岸域への来遊量が増加しないため、定置網での漁獲量は依然として低迷していることから、その要因を解明する必要があります。

<sup>30</sup> 35 ページ参照

<sup>31</sup> 34 ページ参照



本県の沿岸漁業における魚種別生産量の推移 (農林水産統計年報により作成)



磯焼けしていない藻場



磯焼けした藻場

## イ 対応の方向

水産資源を維持・増大していくためには、国と連携し資源管理による水産資源の適切な利用を進めるとともに、その土台となっている漁場環境を保全していく必要があります。

また、漁獲が集中しやすい経済価値の高い魚種については、種苗放流により積極的に資源を増大する取組も重要です。

持続可能な水産業を実践するため、適正な漁業管理の実施による資源管理体制の強化、経済的価値が高い魚種の栽培漁業による資源の下支え、定置網漁業の振興、さらに水産動植物の生育場となる漁場環境の保全・回復を行い、水産資源の維持増大を図ります。

## ウ 主な取組内容

- 科学的知見に基づいた資源管理・評価体制を強化します。
  - ・ 漁海況情報<sup>32</sup>や資源調査データを利用した資源解析<sup>33</sup>の推進
  - ・ 科学的知見に基づく資源管理型漁業と漁業調整<sup>34</sup>の推進
- 漁場環境を保全・回復するとともに、水産動植物の生息場所を整備します。
  - ・ 貧酸素水塊対策、磯焼け対策の推進
  - ・ 浮魚礁、人工リーフなどによる漁場環境の創出
  - ・ 堆積した流木の撤去による漁場機能の回復
  - ・ 電池推進船<sup>35</sup>などの導入による環境にやさしい漁業操業の促進
- 定置網の防災・減災対策を推進します。
  - ・ シミュレーションモデルを活用し、波浪や急潮に対する定置網の被害軽減策の提案
- トラフグ、カサゴ、サザエなど経済的価値の高い重要な魚種の栽培漁業を推進します。
- 高水温など気候変動にも対応可能な暖海性藻類<sup>36</sup>養殖の普及に努めます。

## エ 施策の目標（改定）

項目	現状	目標値
沿岸漁業生産量	平成 26～30 年平均 14,516 トン	令和 7 年 15,000 トン

### 【目標設定の考え方】

本県の平成 26～30 年の平均沿岸漁業生産量は、14,516 トンでした。

沿岸漁業の生産量が減少傾向にある中、防災・減災対策の推進による定置網漁業の振興、資源管理型栽培漁業の推進および漁場環境の保全・回復により資源量の維持・増大を図ります。

一方で将来的な水産資源の増大のため、「水産政策の改革」を背景とした更なる水産資源の管理強化に国と連携して取り組む必要があることから、改定にあたり目標値を現状と同等の 15,000 トンと決めました。

<sup>32</sup> 33 ページ参照  
<sup>33</sup> 34 ページ参照  
<sup>34</sup> 33 ページ参照  
<sup>35</sup> 36 ページ参照  
<sup>36</sup> 35 ページ参照

<参考>

かながわグランドデザイン第3期実施計画では、次の目標を設定しています。

項目	目標値
資源管理に取り組む魚種 数 (総数)	2022（令和4）年度 20種

**【目標設定の考え方】**

国と資源管理強化に取り組み、資源を持続可能な水準に維持・回復させるために、県版の資源評価を行う魚種数を毎年度1種ずつ拡大し、2022（令和4）年度には20種にすることを目標としています。

### (3) 漁師に関する施策

#### ア 現状と課題

##### 【現状】

本県の漁業就業者数は、平成20年が2,496人（漁業センサスより。以下、同）、平成25年が2,273人、平成30年には1,848人まで減少しており、年齢構成は5割弱が60歳以上となっています。

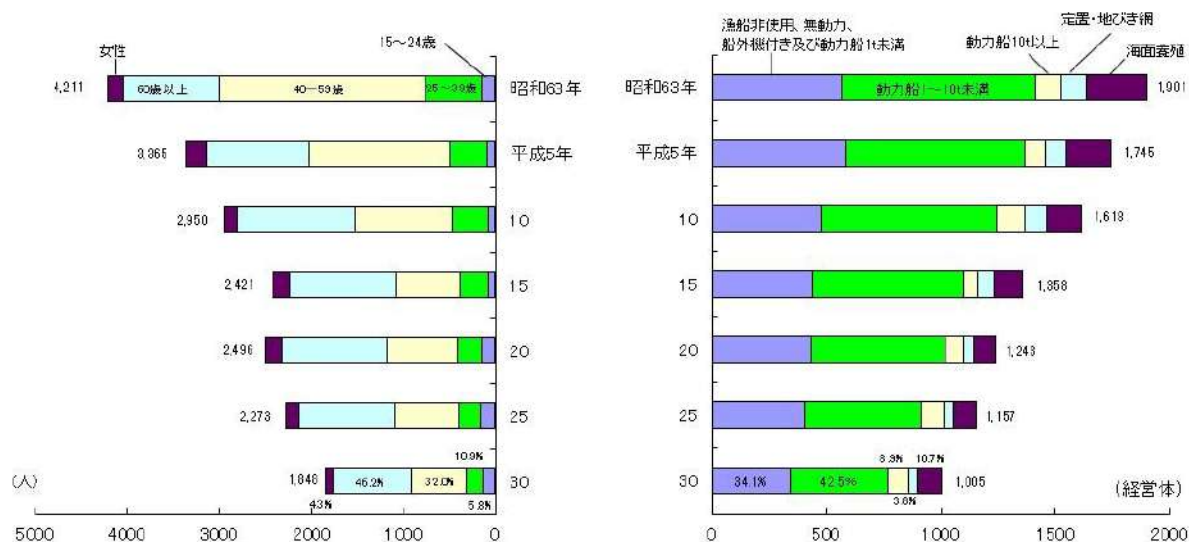
また、新規就業者については、平成20年以降20～30人台で推移しています。

現在、漁業者の高齢化の進行により離職者が新規就業者を上回っている状態にあり、この状態が続けば将来的に今の漁業生産力を維持できなくなる懸念があります。

##### 【県の取組と課題】

漁業者の高齢化の進行により、離職者が新規就業者を上回っている状態が継続している中で、県では、漁業セミナーや漁業体験研修を開催するなど、新規漁業就業者の確保に努めてきましたが、漁業就業者は減少傾向にあり、新規就業者の確保対策の取組が引き続き必要です。

漁業者は、漁業生産だけでなく、地域の漁場環境の保全や地域文化などの担い手としても重要な存在であり、漁業就業者の減少は漁村コミュニティの存続にも不安を与えています。



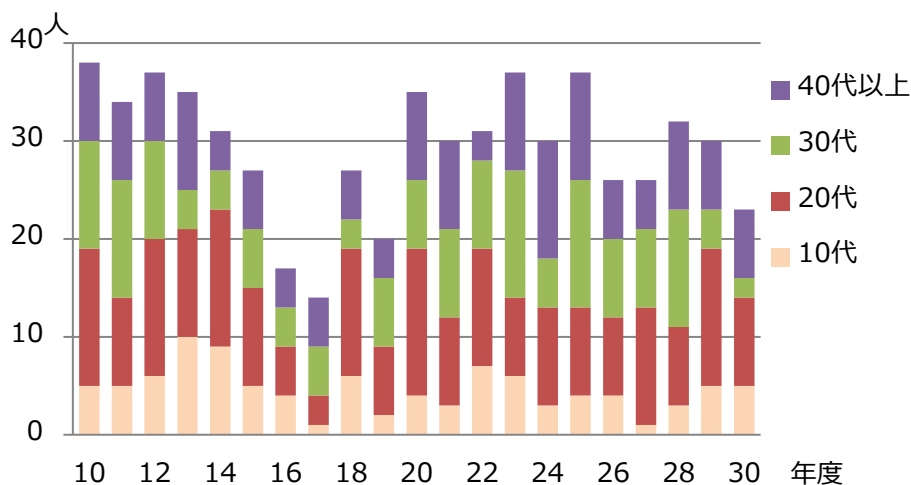
本県の年齢別漁業就業者数及び漁船規模別漁業経営体数の推移（漁業センサスにより作成）

（注）平成20年以降の年齢構成は15～29歳、30～39歳に変更した。

#### イ 対応の方向

水産業の担い手を確保するには、若年層に本県水産業に関心・希望を持ってもらい、就業への不安を払拭する場を作ることにより、新規就業者の増加を図るとともに、漁業者の所得向上・経営安定を実現し、魅力ある漁業現場を創出する必要があります。

また、先端技術を利用した働きやすい環境を実現し、コスト削減を図って収入の向上につなげることで、就業者の定着化を推進する必要があります。



本県の年代別新規漁業就業者数の推移 (水産課資料により作成)

#### ウ 主な取組内容

- 新規就業者の増加と定着化を支援します。
  - ・ 一般向け研修会や漁業体験の実施および漁業者グループの活動支援
  - ・ かながわ漁業就業促進センター<sup>37</sup>による若者の新規就業者確保
- 先端技術の利用促進や漁業の見える化による、スマート水産業<sup>38</sup>の推進
  - ・ 長距離無線LANや負担軽減につながるアシストスーツ<sup>39</sup>の生産現場への導入支援
  - ・ コストが低く、漁労作業の簡素化及び航行の自動化を目指した電池推進船などの導入による操業効率化支援
- 漁業所得向上の実現に向けた取組を強化します。
  - ・ 県内卸売市場と協働した県産水産物の取扱量増加への取組
  - ・ 漁船、漁具の円滑な導入支援 (漁船リース事業<sup>40</sup>の活用)
  - ・ 蓄養機能付き定置網の導入と漁港の蓄養水面の活用促進 (再掲)
  - ・ 県産水産物のブランド化および漁業の6次産業化への支援 (再掲)

<sup>37</sup> 33 ページ参照

<sup>38</sup> 35 ページ参照

<sup>39</sup> 32 ページ参照

<sup>40</sup> 34 ページ参照

## エ 施策の目標（改定）

項目	現状	目標値
新規就業者数	平成 27～30 年度平均 27.8 人/年	令和 7 年度 41 人/年

### 【目標設定の考え方】

本県における平成 27 年から 30 年における年間平均新規加入漁業就業者数は 27.8 人でした。今後は、漁業セミナーや漁業体験研修といったイベントに加え、かながわ漁業就業促進センターによる研修を行うことで更なる新規就業者数の確保に努め、その目標を年間 41 人に決めました。（関連計画：かながわグランドデザイン第 3 期実施計画）

### <参考>

かながわグランドデザイン第 3 期実施計画では、次の目標を設定しています。

項目	目標値
県産水産物の産出額	2022（令和 4）年 76 億円

### 【目標設定の考え方】

沿岸漁業（沖合漁業、海面養殖業を含む）の生産量が減少しているなかで、県産水産物のブランド化、6 次産業化などの取組により、生産額を現在の水準（2017 年値の 76 億円）で維持し、漁業者の経営安定を目指すことを目標としています。



## (4) 漁協と漁港に関する施策

### ア 現状と課題

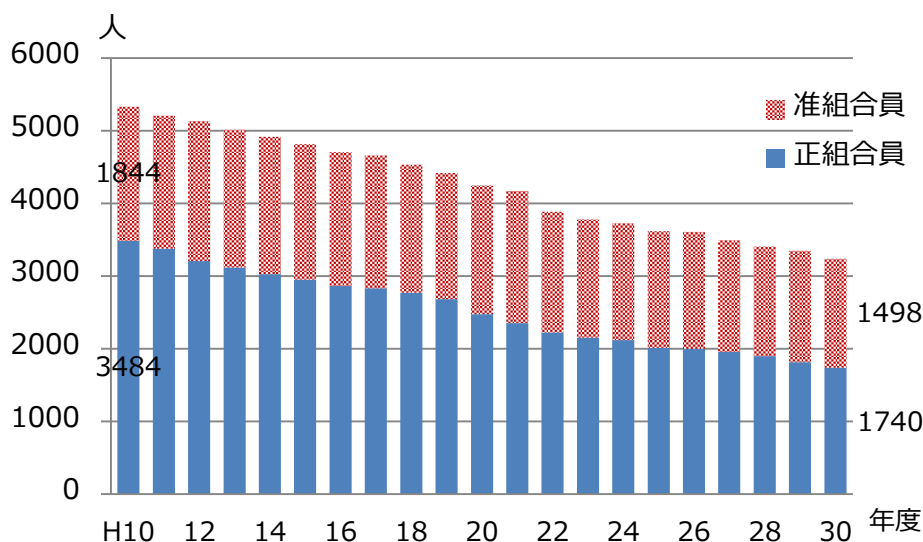
#### 【現状】

漁業協同組合は、漁業権<sup>41</sup>漁業の管理や資源管理、漁場環境保全、栽培漁業の推進、卸売市場の運営など様々な役割を担い、漁業コミュニティのみならず地域経済の中心になっています。

令和元年現在、沿海漁業協同組合は20組合あり、組合員数は、正・准組合員合わせて平成20年に4,248人でしたが、平成30年には3,238人まで減少しています。

事業収益についても、平成20年に5,056百万円ありましたが（25組合）、平成25年は4,093百万円（25組合）、平成29年には3,833百万円（22組合）まで減少しています。

また、県内には県が管理する漁港が2箇所、市町が管理する漁港が23箇所あり、地域の実情に応じて整備され、水産物流通の拠点になっています。



沿海漁業協同組合員数の推移（水産課資料により作成）

#### 【県の取組と課題】

組合員数や収益の減少により漁業協同組合の財務状況が悪化しており、県では順次組合で管理・運営している荷さばき施設<sup>42</sup>など水産物流通の基本的なインフラの老朽化対策に取り組んでいますが、遅れが見られます。

また、漁港や関連施設については、老朽化対策や台風、高潮等に対する防災対策が喫緊の課題となっています。

### イ 対応の方向

<sup>41</sup> 33 ページ参照

<sup>42</sup> 36 ページ参照

安定的な水産物供給を実現するためには、漁村の生産・経済活動の基盤となっている漁業協同組合の経営体力の強化を図っていく必要があります。

また、併せて水産物流通の要である漁港や関連施設の老朽化対策や機能向上を行っていく必要があります。

組合員数の減少や、財政状況の悪化がみられる漁業協同組合の合併を推進し、組織の合理化と収益性を改善するとともに、漁港や荷さばき施設等関連施設の老朽化対策をはじめとして、機能強化や防災対策を促進します。併せて、地域経済活性化に寄与する漁港の多目的利用<sup>43</sup>を推進します。

## ウ 主な取組内容

- 漁業協同組合の合併推進による強固な経営基盤を創出します。
  - ・ 漁業協同組合の合併推進
  - ・ 経営感覚に優れた漁業協同組合員・職員の育成支援
  - ・ 荷さばき施設など漁業協同組合が運営する施設の老朽化対策への支援
- 漁港など水産物の生産・流通の要となる施設の老朽化対策や機能強化を図ります。
  - ・ 漁港や関連施設の老朽化対策の促進
  - ・ 防波堤や護岸の補強などによる大型台風、高潮など災害に対する漁港施設の強靱化の推進  
(関連計画：神奈川県水防災戦略)
  - ・ 漁港の多目的利用の推進



荷さばき施設

## エ 施策の目標（改定）

項目	現状	目標値
合併後の漁業協同組合数 【沿海】	平成 30 年度 20 組合	令和 7 年度 15 組合*

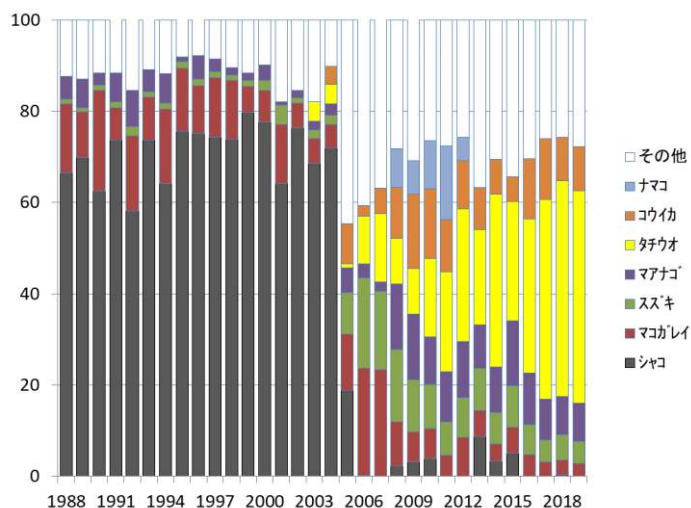
\* 最終目標は 1 組合です。

### 【目標設定の考え方】

指針策定時における沿海漁業協同組合数は 24 組合、目標値を 1 組合と設定しましたが、現在 20 組合に留まっています。依然として組合員や事業収入の減少により経営基盤が弱体化しており、引き続き既存組合の合併を進めて経営合理化を促していく必要があるため、さらなる合併促進に努め目標組合数を 15 組合に決めました。

<sup>43</sup> 35 ページ参照





横浜市漁業協同組合柴支所における  
小型底びき網漁業での年別魚種別漁  
獲割合の推移

(県水産技術センター資料)

漁場環境については、浅海域において県民や漁業者の取組によりアマモ場の再生など改善が進んでいますが、貧酸素水塊の発生時期の長期化や魚類の餌となる生物の減少、水深 25 メートル以深の海底での有機物の堆積による汚染など、漁場環境の回復に向けて解決すべき課題が依然として多くあります。

○ 地域の主要課題と取組の方向

課題	取組の方向
養殖業の振興	マガキなど二枚貝養殖業の推進
東京湾の漁場環境の改善	国や都県等関係機関と共同した試験研究と対策の取組
資源管理の推進	タチウオなどの持続的利用を目指した検討

○ 地域の主要な取組

- 横浜市及び横須賀市沿岸における貝類養殖を推進して需要の高い水産物の供給を強化するとともに、衛生的な流通体制を構築します。
- 千葉県などと協働し、海洋環境調査、貧酸素水塊の発生状況や原因の調査及び予測モデルによる影響緩和策の結果を基に、根岸湾などにおける漁業への影響を最低限に抑える対策の提案をはじめとした漁場環境の改善に向けた取組を進めます。
- 千葉県と協働し、タチウオなどの資源管理方策を検討します。



タチウオ

イ 三浦半島地域（三浦市～横須賀市秋谷）

○ 地域の特徴

この地域は、沿岸域に自然のままの岩礁や砂浜が多く残されており、採介藻<sup>49</sup>から定置網、釣り、刺網、船びき網<sup>50</sup>、まき網など様々な漁業が行われ、ヒラメ、イワシ類、イ

<sup>49</sup> 34 ページ参照

<sup>50</sup> 36 ページ参照

セエビ、アワビ、サザエ、ヒジキなど、バラエティに富んだ魚介類が水揚げされています。

また、三浦市にある三崎漁港は遠洋まぐろはえ縄<sup>51</sup>漁業や伊豆諸島海域を中心としたキンメダイ等底魚釣り漁業などの沖合漁業の根拠地にもなっています。

○ 地域の現状

三浦市南部から横須賀市西部で、藻食性魚類（アイゴ<sup>52</sup>）やウニ類（ムラサキウニ<sup>53</sup>）の食害により海藻類が減少する磯焼けが深刻化しており、アワビ、サザエなどの磯根資源への影響が出ています。

また、資材価格や、燃油価格の高騰による漁業操業のコスト上昇と魚価の低迷のため、特に漁場が遠い遠洋・沖合漁業の経営が打撃を受け、廃業する漁業者も出ています。

そのため、三崎漁港などの主要漁港における水揚げ量は減少が続いており、水産物の流通拠点としての地位低下と地域経済への影響が懸念されています。

○ 地域の主要課題と取組の方向

課題	取組の方向
磯焼け対策	藻類食害生物対策（キャベツウニ品質向上試験など）や藻場 <sup>54</sup> の再生、アワビ、サザエなど磯根資源の回復
漁港を中心とした地域経済の振興	水産物の流通拠点となる漁港の機能強化の支援や多目的利用の推進
大規模外洋養殖事業誘致による水産業振興	生産量及び関連産業就業者の増加に伴う三崎漁港の活性化



ウニの一種「ムラサキウニ」



放流用トラフグ種苗

○ 地域の主要な取組

- ・ 磯焼けの原因になっている生物（アイゴ、ムラサキウニ）の防除策や有効利用を推

<sup>51</sup> 37 ページ参照  
<sup>52</sup> 32 ページ参照  
<sup>53</sup> 37 ページ参照  
<sup>54</sup> 37 ページ参照

進するとともに、磯焼け対策を実施している漁業者などの団体への支援を行い、消失した藻場の回復に取り組みます。

- ・ 栽培漁業の推進による磯根資源（アワビ、サザエなど）の回復を支援するとともに、市場価値の高いトラフグ、カサゴの種苗量産技術を開発します。
- ・ 特定第3種漁港<sup>55</sup>である三崎漁港については、大規模外洋養殖事業における主要水揚港としての利活用、超低温魚市場冷蔵庫や高度衛生管理施設の整備など市場機能の強化の支援とともに、漁港施設の多目的利用を推進して地域経済の活性化を図ります。

## ウ 相模湾地域（葉山町～湯河原町）

### ○ 地域の特徴

大磯町以東の湘南地域においては、定置網、しらす船びき網<sup>56</sup>、刺網などの漁業が行われています。しらす漁業者は漁獲物の自家加工・販売に取り組んでおり、県内水産業の6次産業化の牽引者となっています。

また、観光地びき網<sup>57</sup>や遊漁、サーフィンやヨットなどの海洋性レクリエーションも盛んで、早くから漁業との共存に向けた取組が行われ、各地先では海面利用調整ルールが策定されています。

二宮町以西では定置網のほか刺網や遊漁が盛んに行われています。定置網漁業においてはマアジ、サバ類、カマス類などが漁獲されています。

### ○ 地域の現状

この地域の沿岸は砂浜を主体とした自然海岸が多く残っているものの、海岸侵食が進んでおり、海岸管理者により砂浜の回復・保全を目的とした養浜<sup>58</sup>が行われています。

また、三浦半島沿岸同様に深刻化している磯焼けの発生も確認されています。

この地域の主力となっている定置網漁業は、防災対策の強化による急潮<sup>59</sup>など気象災害による被害の軽減、漁場に適した型の漁具の導入などにより漁獲量の改善と経営の安定化が進められ、従業員の若返りにもつながっています。一方で、急潮被害は減少したとはいえ、台風による網破損などの被害は毎年発生しています。

### ○ 地域の主要課題と取組の方向

課題	取組の方向
定置網漁業の振興	定置網漁業の先端技術の導入、防災対策強化、操業や経営の合理化の支援
磯焼け対策	・ 藻類食害生物対策（キャベツウニ品質向上試験など）や藻場の再生、アワビ、サザエなど磯根資源の回復

<sup>55</sup> 36 ページ参照

<sup>56</sup> 35 ページ参照

<sup>57</sup> 33 ページ参照

<sup>58</sup> 37 ページ参照

<sup>59</sup> 33 ページ参照

	・人工リーフによる漁場環境の創出
漁港を中心とした地域経済の振興	水産物の流通拠点となる漁港の機能強化
養殖業の振興	イワガキによる新たな養殖業の推進
二枚貝漁業の振興	ハマグリ漁業の普及促進

○ 地域の主要な取組

- ・ 更なる台風被害の軽減を目指し、回流水槽やシミュレーションモデルを活用して、波浪や急潮に対する定置網の被害軽減策を提案します。
- ・ 定置網漁業への先端技術の導入による漁ろう作業の安全性の向上や省力化の支援、急潮などによる防災対策の強化、水産物供給と経営安定化、就業者の増加・定着を支援します。
- ・ 磯焼けの原因になっている生物の有効利用（アイゴ、ムラサキウニ）を推進するとともに、磯焼け対策を実施している漁業者などの団体への支援を行い、消失した藻場の回復に取り組みます。
- ・ 水産物水揚げ拠点としての小田原漁港を機能強化するとともに、観光地に近いという立地条件を活かして、地場水産物を活用した地域経済の活性化を図ります。
- ・ 新たな特産物としてのイワガキの養殖事業を支援し、地域経済の活性化を図ります。
- ・ ハマグリ漁業について、先行事例の藤沢市に加え、鎌倉市および茅ヶ崎市沿岸において増殖・漁具漁法・資源管理などについて指導、支援します。



ハマグリ



小田原漁港

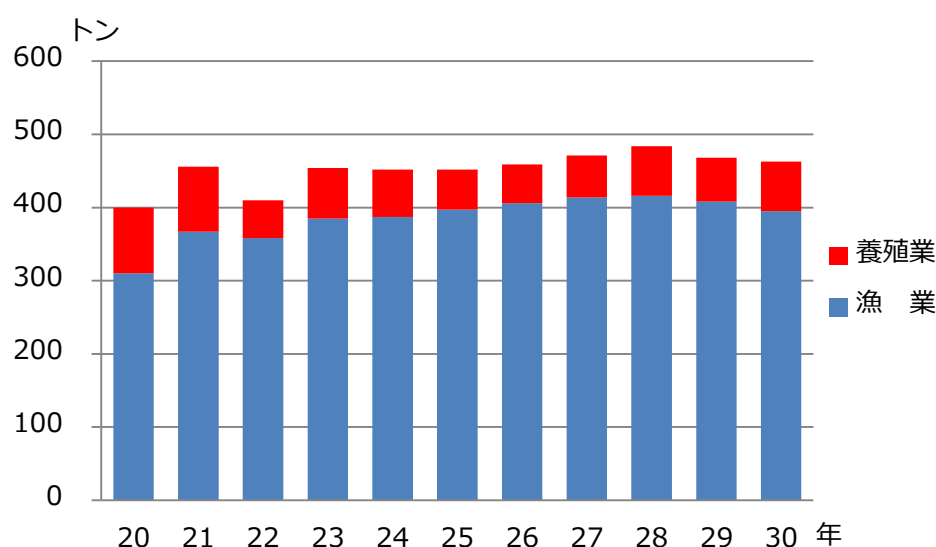
## (6) 川・湖に関する施策

### ア 現状と課題

#### 【現状】

本県の内水面漁業生産量は平成 21 年 367 トン、平成 30 年 395 トンで概ね横ばいであり、魚種別ではアユが約 9 割を占め、河川別では相模川が 9 割以上を占めています。内水面養殖業の主体はアユやマス類ですが、生産量は平成 21 年 89 トン、平成 30 年 68 トンで減少傾向にあります。なお、アユについては、放流種苗のほか、遡上量は相模川において年変動が大きいです。過去 5 年平均で 19 百万尾と推定されます。

また、本県の川や湖でアユやマス釣りなどを楽しむ遊漁者は多く、芦ノ湖などでは釣りのイベントも行われています。



本県内水面漁業及び養殖業生産量（農林水産統計年報により作成）

#### 【県の取組と課題】

県では、毎年放流用アユ種苗を生産していますが、これまでは種苗を放流サイズまで育てる体制が十分でなかったことから、県内産種苗を安定的に確保できない状況にありました。令和元年度に厚木あゆ種苗センターを再整備したことから、今後増産を進め必要な種苗量確保に努める必要があります。

水産資源に目をむけると、在来のヤマメなど昔から地域に生息する魚の中には、河川構造物による環境の変化によりその存続が危ぶまれているものもあります。

また、カワウ<sup>60</sup>による魚類の食害が発生しているほか、外来魚<sup>61</sup>による在来魚<sup>62</sup>の消滅が懸念されており、その防除が課題となっています。

<sup>60</sup> 33 ページ参照

<sup>61</sup> 33 ページ参照

<sup>62</sup> 34 ページ参照



さらに、アユ冷水病<sup>63</sup>やエドワジエラ・イクタルリ感染症<sup>64</sup>など魚病による内水面漁業・養殖業への被害が懸念されます。

一方、漁場環境に関する課題として、河川では、魚道<sup>65</sup>のない堰堤などにより魚類の移動が制限され、魚類の成長や再生産<sup>66</sup>へ支障を及ぼすことが危惧されます。また、豪雨による多量の土砂の流入・堆積などが、魚類の生息域や餌生物の減少を招くなど、魚類をはじめとした多様な水生生物が生息する漁場環境を改善していくことが必要となっています。



カワウ



土砂が堆積した河川

## イ 対応の方向

内水面の水産資源を回復するためには、水産資源を効果的に増やすとともに安定供給する技術の開発や、カワウなどによる魚類食害の防止措置への支援、魚病対策の推進などに取り組む必要があります。

内水面の漁場環境を保全・再生していくためには、漁場環境を調査して現状を把握したうえで、科学的な知見に基づく保全や再生について、河川管理者などの関係者と連携して取り組んでいくことが必要です。

## ウ 主な取組内容

- 内水面水産資源の増殖・養殖に係る技術開発・支援を行います。
  - ・ 県内産アユ種苗の安定供給体制の再構築（厚木あゆ種苗センターの活用）
  - ・ 地域に由来する良質な種苗の生産技術の開発
  - ・ 魚の産卵場造成など増殖技術の開発
- カワウなどによる被害の防止措置に係る支援などを行います。
  - ・ カワウ被害を低減するため飛来・被害調査に基づく追払いや駆除活動への支援、オクチバス<sup>67</sup>など外来魚の拡散防止

<sup>63</sup> 32 ページ参照

<sup>64</sup> 32 ページ参照

<sup>65</sup> 33 ページ参照

<sup>66</sup> 34 ページ参照

<sup>67</sup> 32 ページ参照

- 内水面水産資源に係る魚病対策を推進します。
  - ・ 魚病診断や病原体検査、予防・治療対策の研究・指導
- 漁場環境の調査を実施し、現状を分析します。
  - ・ 底質や餌生物、水温など河川の環境調査
  - ・ 魚道などの構造と魚類の行動能力などの調査と検討
- 漁場環境の保全・再生に向けた助言・提案を河川管理者など関係者に対し行います。
  - ・ 水生生物の生息に適している漁場環境には保全を提案
  - ・ 適正に機能するよう魚道の整備・改修・管理についての助言
  - ・ 土砂の流入・堆積などにより悪化した漁場環境の回復方法を提案
- 漁業協同組合などの自主的活動へ支援します。
  - ・ 漁業協同組合と県民が協働で行う漁場環境保全の活動への支援

## エ 施策の目標

目標	現状	目標値
アユ種苗の自給率 (放流用種苗に占める県内産種苗の割合)	平成 30 年度 41.1%	令和 7 年度 70%

### 【目標設定の考え方】

良質で病気の発生がほとんどない県内産のアユの普及を進めることにより、健全なアユ資源の増殖を図るため、アユ種苗の自給率を目標として定めました。

### 内水面のエリアごとの違い

#### ① 河川の上流及び湖

このエリアは、水源から流れ出した水が集まって川となり、瀬や淵などが連続する多様な流れを形成する一方、ダムや多くの堰堤が設置されています。河川にはヤマメなど渓流性のサケ科魚類、湖にはワカサギやマス類などが生息しています。

芦ノ湖ではワカサギの刺網漁が盛んに行われています。また、相模川や酒匂川の上流では釣りを楽しむ人が多く訪れています。

#### ② 河川の中・下流

このエリアは、いくつかの川が合流しながら水量と川幅を増し、勾配は次第に緩やかになり、底質は小石や砂礫、更に下流では砂や泥に変化します。

飲用や農業用などに水を利用するため取水堰が設置され、また、防災のための護岸整備が進んでいる区域であり、アユ、ウグイ、オイカワ、フナ、コイなどが生息しており、本県ではアユ釣りが盛んに行われています。



河川上流の様子



河川中流の様子

## IV 指針の推進

### 1 指針の推進主体

かながわ水産業活性化指針の推進にあたって、県は漁業者などの主体性を尊重し、市町村や水産関係団体等と連携を図りながら関係施策を推進します。

### 2 県の推進体制

県は、「神奈川県水産審議会」に意見を求め、県民・漁業者の理解を得ながら関係施策を推進します。

### 3 国への要望活動

本県の水産振興に係る施策・制度について、県は県民・漁業者のニーズを踏まえつつ、要望活動を行います。

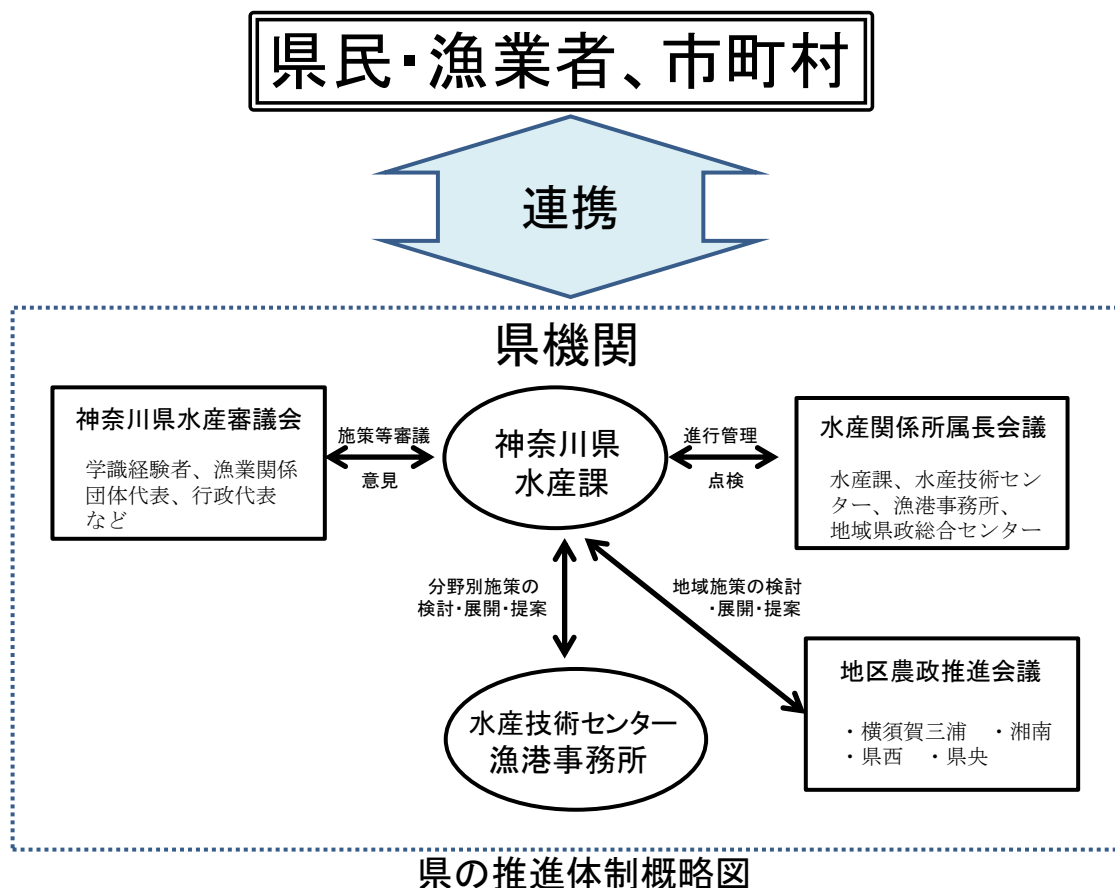
### 4 指針の進行管理

県は目標値の達成状況や重点的に取り組む施策の実施状況を定期的に点検し、その結果を公表します。

また、社会・経済の状況などに柔軟に対応するため、5年を目処に点検を行い、必要な見直しを行います。

### 5 他の県計画等との関係

栽培漁業の推進、海岸保全、食育や6次産業化の推進など他に計画・指針等が定められている分野について、県は当該計画等と整合性を図りつつ、関係部署と協力しながら効果的に施策を展開します。



## V 参考資料

### 1 用語解説

ア 行	アイゴ	スズキ目アイゴ科に分類される海水魚で、比較的暖かい海域に分布する魚。全長30cm程度まで成長し鱭の棘に毒をもち、刺されると痛い。植物食性が強く、磯焼けの原因のひとつとされている。
	ICT	「Information and Communication Technology」の略。「情報伝達技術」や「情報通信技術」と訳される。ICTを活用することで、漁業現場や市場からのデータ収集をより迅速・効率的に行い、適切な資源評価・管理を促進したり、加工・流通の省力化、漁獲物の高付加価値化による生産性向上等が期待される。
	アシストスーツ	荷物の持ち運びの際の身体的負担を軽減する目的で開発された製品。負荷軽減に伴い作業時間短縮にもつながる。
	アユ冷水平病 <small>れいすいびょう</small>	細菌（フラボバクテリウム・サイクロフィルム <i>Flavobacterium psychrophilum</i> ）による魚の病気で、貧血、体表の白濁、えら蓋下部の出血のほか、体表の潰瘍等の穴あき症状が特徴。16～20℃で発生しやすくなる。
	磯根資源 <small>いそねしげん</small>	アワビ、サザエ、イセエビなど磯に生息する水産動物。
	磯焼け <small>いそや</small>	もともと海藻が繁茂していた磯場において、藻食性生物による食害や栄養塩類の不足などの要因によって、海藻類がほぼなくなった状態
	エドワジエラ・イクタルリ 感染症 <small>かんせんしょう</small>	細菌（エドワジエラ・イクタルリ <i>Edwardsiella ictaluri</i> ）による淡水魚の感染症。もともと原因菌は北米のアメリカナマズの腸敗血症おこすものとして知られていたが、国内のアユなどにも感染が認められている。
	沿岸漁業 <small>えんがんぎょぎょう</small>	一般的に、わが国陸岸から日帰り操業ができる比較的小規模な漁業をいう。本県では、定置網漁業、刺網漁業、地びき網漁業などを指す。
	遠洋漁業 <small>えんようぎょぎょう</small>	一般的には、わが国沿岸から遠く離れた漁場に長期航海して操業する漁業のこと。本県では、遠洋まぐろはえ縄漁業などを指す。
	オオクチバス	学名 <i>Micropterus salmoides</i> 。北米原産の淡水魚で全長50cmほどになる肉食性の魚で、1925年に芦ノ湖に初めて移殖された。釣りの対象魚として人気があり、全国各地の湖沼に放流されたが、在来の魚類に対する影響が懸念されたため、現在は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物に指定され、飼育や移動などが制限されている。 近縁にオオクチバスより耐低温性があり、流れのある河川にも生息できるコクチバス <i>Micropterus dolomieu</i> がいる。いずれもブラックバスと呼ばれる。
	沖合漁業 <small>おきあいぎょぎょう</small>	一般的には、沿岸漁場と遠洋漁場以外の漁場で行われる漁業をいうが、明確な境界はない。本県では、サバたもすくい漁業やキンメダイ底たてはえ縄漁業を指す。

カ行	かいめんぎぎょう 海面漁業	海で営まれる漁業。
	かいゆうせいぎょしゅ 回遊性魚種	マグロやサバ、イワシ等、海の広い範囲を集団で移動する魚種。また、サケなど海と川をまたいで回遊する種類もいる。
	がいらいぎょ 外来魚	オオクチバス、ブルーギルやニジマスなど、もともとその場所に生息していなかった魚種。
	かながわぎょう しゅうぎょうそくしん 就業促進センター	漁業未経験の若者を対象に座学研修及び漁業現場での研修等により漁業知識・技術を得とくし、漁業現場への就業者を確保する。
	カワウ	東北から九州までの沿岸・河川・湖沼などに生息する留鳥で、水面下に潜り魚類や甲殻類を捕食する。
	かんこうじ あみ 観光地びき網	体験漁業のうち、地びき網を使って行うもの。本県では湘南地域など、砂浜が広がる海岸で盛んに行われている。
	キャベツウニ	生殖腺が発達せず商品価値のなかったムラサキウニに、規格外のキャベツを餌として与えることで、身入り率が高まり甘く美味しくなるウニ。令和2年度に商標登録された。
	きゅうちゅう 急潮	台風などで起こる海中の速い流れ。海中に設置されている定置網を破損し、時に大きな被害を生じさせる。平成3年には漁具被害と休漁による減収をあわせて5億円を超える被害があったが、近年は定置網の防災対策が進み被害は減少している。
	りょうかいぎょうじょうほう 漁海況情報	海流や水温などの海況情報と漁獲量や漁場の位置などの漁況情報のこと。
	ぎょうぎょうきょうどう くみあい 漁業協同組合	水産業協同組合法に基づき設立された協同組合で、資源管理・増殖、漁業経営に関する指導、漁獲物等の販売などの事業を行い、組合員に奉仕することを目的としている。
	ぎょうぎょうけん 漁業権	特定の漁業について排他独占的に営むことができる権利で都道府県知事が免許する。特定の水域を利用して定着性の貝や海藻類などを漁獲する共同漁業権、定置網漁業を営む定置漁業権、養殖を営むための区画漁業権の3種類がある。
	ぎょうぎょうちゅうせい 漁業調整	広義には、漁場を総合的に利用し、漁業生産力の民主的発展を図るとの漁業法の目的を表す概念。狭義には、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図ること。
	ぎょうじょうかんきょう 漁場環境	漁業を行なうために必要な環境のことをいい、魚類などの直接漁獲対象となる水産生物資源以外の海や河川・湖沼の自然環境をさすことが多い。
	ぎょうせん じぎょう 事業 漁船リース事業	新旧リースがある。旧リースでは中核的漁業者に対し漁船の取得費について、新リースでは漁船・漁具等の取得費について、リース方式による導入を支援する。いずれも国が1/2補助。
	ぎょうどう 魚道	魚が川の流れを上下移動できるように堰に設けられる通り道。

くろしお 黒潮	西日本の太平洋岸を北上し、房総半島で東側に流れる暖流。プランクトンが少なく透明度が高い。	
けんみん 県民ニーズ ちょうさ 調査	県の施策に反映させるため、県民の意識・価値観などの変化や多様化する生活ニーズを把握するための調査。県政全般に係る「基本調査」と特定の課題に係る「課題調査」からなり、年1回実施されている。	
こうどえいせいかんり 高度衛生管理	漁獲物の扱いや人の流れ等のコントロール、また施設整備を実施して、異物の混入や細菌等の付着・増殖の防止、温度管理などの衛生管理を徹底すること。	
こがたそこ 小型底びき網	袋状の網を海底まで沈め、動力漁船（総トン数15トン未満の漁船を使用）でこの網を引き回し、海底の魚介類を漁獲する漁法。	
こがた 小型まき網	魚群を長い網で囲んで逃げ路をたち、その後、網の両端などを締め揚げ、網の囲いを縮小することによって魚群を漁獲する漁法のうち、総トン数5トン未満の漁船を使用して行うもの。	
サ 行	さいかいそう 採介藻 (採貝藻)	比較的浅い海で、海藻や貝などあまり移動しない水産動植物を採取する漁業。本県では、ヒジキやワカメ、トコブシやサザエなどが漁獲されている。
	さいせいざん 再生産	水産動植物が自然界の中で繁殖し、増えること。
	さいばいぎょう 栽培漁業	水産資源の増殖と持続的な利用を目的とし、減耗（死亡）が最も激しい卵から稚魚までの時期を中心に人間の飼育下に置いて育成した魚や貝などを、海など水域へ放流し、自然のなかで成長させてから漁獲する漁業。
	ざいらいぎょ 在来魚	その場所に以前から生息しているとされる魚類。内水面（河川・湖沼）に生息する魚類に対して使われることが多い。本県ではウグイやアブラハヤなどが在来魚にあたる。
	さしあみ 刺網	魚が遊泳・通過する場所をさえぎるように、細長い帯状の網を垂直方向に張り、網目に魚を刺させたり絡ませたりして漁獲する漁法。
	サバたも すくい	夜間に集魚灯を使い餌をまいてサバを海面近くに浮上させ、大きなたも網を使用してサバをすくい取る漁法。本県の漁業者は伊豆諸島周辺海域で操業している。
	COD (化学的酸素要求量)	化学的酸素要求量（COD = Chemical Oxygen Demand）は、海水などに含まれる被酸化性物質（主として有機物）を、酸化剤を用いて一定の条件のもとで酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもので、この値が高いほど有機物が多いことを示す。
	しげんかいせき 資源解析	漁獲量や対象とする水産動植物の生態などのデータから、資源の量や減少・増加状況などを推測すること。
しげんかいふくけいかく 資源回復計画	日本の周辺水域における水産資源の多くの魚種が減少傾向にあることから、これらの魚種について早急に資源を回復させることを目的として、漁獲の制限、種苗放流、漁場環境の保全など必要な対策を総合的に実施する計画。	

しげんかんり 資源管理	資源を将来にわたって持続的に利用するため、資源量や毎年の加入量を考慮し、適正な利用を図ること。
しげんかんりけいかく 資源管理計画	魚種又は漁業種類ごとに、漁業者が自主的に行う資源管理措置を定めた計画。対象魚種・漁業種類、対象海域、休漁などの資源管理措置、取組期間等を記載。
じぞくかのう 持続可能な かいはつもくひょう 開発目標 (SDGs)	SDGs : Sustainable Development Goals とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leavenoonebehind) ことを誓う。
そうぎょう シヤコ操業の そう 2操1休制	横浜市柴地区の漁業者が始めた小型底びき網漁業によるシヤコの操業方法で、2日操業したら1日休んでシヤコ資源を保護する資源管理型漁業のひとつ。
しゅつかりようわりあて 出荷量割当	漁獲物を市場等に出荷する上限量を各漁業者にあらかじめ割り当てること。資源保護や大量出荷による値崩れを防ぐ目的で行なわれる。
しゅびようほうりゅう 種苗放流	人工的に生産した稚魚や他の水域で漁獲した稚魚を放流して、その水域の対象資源を増大させる方法。
しらすふな 船びき あみ 網	袋状の網でしらすの魚群を囲み、船に引き上げる漁法。本県では漁船1艘で引き回さずに操業している。
すいさんきほんほう 水産基本法	我が国の水産業と漁村の位置付けを明確にし、「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の基本理念のもとに、講ずべき施策の基本方向を明らかにした基本的な法律。
すいさんぶつしよくよう 水産物食用 しょうひしむけりよう 消費仕向量	国内生産量+輸入量-輸出货量-在庫の増加量 (又は+在庫の減少量) によって算出される、国内で消費された水産物の量。
スマート すいさんぎょう 水産業	ICT等の先端技術を活用し、水産資源の持続的利用と水産業の産業としての持続的成長の両立を実現する次世代の水産業。
ぜんちつそ 全窒素	有機もしくは無機の窒素化合物の総量。水域中の濃度が高いと、富栄養化状態を招き、赤潮などを引き起こす原因になる。
た 行	
だいきぼがいう 大規模外洋 ようしよくじぎょう 養殖事業	天然資源が減少し漁船漁業による漁獲量が減少傾向にある中、持続可能な水産業への構造転換を図る手段の一つとして、相模湾沖に民間主導の養殖事業を誘致しようというもの。令和2年度に導入検討協議会を立ち上げた。
ぎょう 漁港の たもくてきりよう 多目的利用	漁港本来の目的である漁船の停係泊のほか、プレジャーボートによる利用や魚介類の直売の場としての利用など、県民のニーズに応じて多目的に利用すること。
だんかいせいそうるい 暖海性藻類	四国、九州といった本県よりも比較的暖かい海に生息するワカメなど藻類。
ていつ 底質	海底や湖底などの形質を指す。砂礫や泥、堆積物等によって形成される。
DHA (ドコサヘキサ エン酸)	ドコサヘキサエン酸の略。魚類の脂肪分を構成する多価不飽和脂肪酸の一種で、必須脂肪酸のひとつ。神経細胞の健全性を保持したり、炎症を抑える作用がある。また、血中の中性脂肪を減少させる。イワシやサバなどに多く含まれる。

	ちくよう 蓄養	イクス等を使って魚介類を短期飼育することをいい、市場への出荷量調整や価格安定を目的に行われる。養殖は、生物の生育や繁殖を管理し、生産の増大を目的とすることから給餌を行うのに対し、蓄養は、給餌を行わないか、生体維持のための最小限の給餌に留まる。また、漁港区域内等に、蓄養のために確保している水面を「蓄養水面」という。
	ちやうていおんうおいちば 超低温魚市場 れいぞうこ 冷蔵庫	三崎港に水揚げされた冷凍マグロを保管する三浦市の施設で、冷蔵庫内はマイナス 40～60 度に保たれる。
	ていあみ 定置網	回遊魚の通り道に垣根状に網を張り、それらに沿って魚群を沖側へ誘導し、さらに沖側にある箱状の網(身網)の中に導き、その身網をたぐって漁獲する漁法。
	でんちすいしんせん 電池推進船	電池とモーターで推進力を得る船舶。現在、停泊中の充電とあわせて、内燃機関で走行しながら充電するハイブリッドタイプの実用化も進められている。
	とくていだいさしめ 特定第3種 ぎょうこう 漁港	利用範囲が全国的な漁港である第3種漁港のうち、水産業の振興上特に重要なものを指す。なお、漁港の種類は他に第1種漁港(主に地元の漁業が利用するもの)、第2種漁港(第1種漁港より利用範囲が広く、第3種漁港でないもの)、第4種漁港(離島その他辺地の漁船の避難などで特に必要なもの)がある。
ナ 行	ないすいめんぎょぎょう 内水面漁業	河川や湖などの内水面で行う漁業。
	ないすいめんぎょぎょう 内水面漁業の しんこう 振興に関する ほうりつ 法律	内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するために、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項とともに、国及び地方公共団体等の責務を定めた法律。平成 26 年 6 月 20 日成立。
	にさばき しせつ 施設	漁港内に設けられる施設のひとつで、漁獲物の水揚げ・選別や出荷作業を行う。
	かいりたいせい 200海里体制	1973 年(昭和 48 年)に始まった第三次国連海洋法会議において、沿岸国が距岸 200 海里(約 370km)まで漁業資源を主張する動きが大勢を占め、1976 年(昭和 51 年)にアメリカ衆国が 200 海里漁業経済水域を設定し、その後、各国が同水域を設定したことによって成立した世界的な海洋体制。
	にまいがい 二枚貝	アサリやハマグリなど、2枚の貝殻を有する貝をさす。本県では、アサリやチョウセンハマグリが漁獲されており、ホタテガイやマガキの試験的な養殖も始まっている。因みに、サザエなどらせん状の貝殻を持つものは巻貝という(アワビ、トコブシも巻貝にあたる)。
ハ 行	ひんさんそすいけい 貧酸素水塊	一般的に、海水中の酸素濃度が 2.5ml/L 以下の、酸素が少ない海水のこと。夏場の東京湾の海底ではこの“貧酸素水塊”が毎年発生している。
	ふな あみ 船びき網	1 艘又は 2 艘の漁船を使用して、袋状の網を海底に触れないように曳いて魚を取る漁法。本県ではしらす船びき網とさより機船船びき網漁業がある。
マ 行	まぐろはえ縄 なわ	長い幹縄に、先端につり針(鉤)のある何本もの枝縄をつけた漁具を海に投入し、主にマグロを獲る漁業。
	マーケット・ イン	消費者を始めとする市場の需要(ニーズ)に基づいて製品を企画・生産すること。



	ムラサキウニ	ウニの一種で磯焼けの原因の一つとされる。これまでの駆除活動ではガンガゼが多かったが、最近では本種の駆除数が多い。
	も 藻場	カジメ、コンブ、ワカメなどの海藻やアマモなどの海草の群落のこと。藻場は、コンブやワカメなど海藻の漁場としてだけでなく、魚介類の餌場や産卵・保育場として重要な役割を果たすとともに、光合成活動により水中の二酸化炭素を吸収し酸素を放出しているほか、栄養塩を吸収・固定して海の浄化に寄与している。
ヤ 行	ゆうぎよ 遊漁	レクリエーションとして魚介類を採捕すること。通常、海における船釣り・磯釣り、内水面における釣りなどをいう。
	ようひん 養浜	波浪などにより減少した砂浜について、砂を供給して保護すること。
ラ 行	じ さんぎょうか 6次産業化	第一次産業である農林水産業に従事する者が、生産から加工、販売まで一貫して取り組むこと。本県では、しらす漁業者が早くから取り組んでいる。 6次産業化の「6」は、1（1次産業：農林水産物生産）×2（2次産業：加工）×3（3次産業：販売）＝6 の意味。なお、「×」を「+」と標記する場合もある。

（参考資料）農林水産関係用語集（農林水産省ホームページ）、水産基盤整備事業用語辞典（社団法人 全国沿岸漁業振興開発協会）

## 2 平成 30 年度までの指針の目標達成状況

### (1) 「海面養殖生産量」

新たに東京湾側での二枚貝等養殖の振興を支援しましたが、秋の海水温低下の遅れにより養殖に適した期間が短くなり、海藻養殖生産量が伸びなかったこともあり、年間 1,461 トンの目標値に対して、直近 5 か年平均で 1,051 トンと達成率 72%でした。

### (2) 「沿岸漁業生産量」

本県の沿岸漁業生産量の 7 割を占める定置網漁業の災害対策や栽培漁業の推進などの振興策を実施しましたが、近年強い勢力を保った台風による定置網漁場の被災および沿岸生産量の半分を占めるサバ類、イワシ類の来遊量が伸びなかったことが影響し、年間 25,000 トンの目標値に対して、直近 5 か年平均で 14,516 トンと達成率 58%でした。

### (3) 「新規加入漁業就業者数」

関係漁業協同組合等と協力して漁業セミナーや漁業体験研修といった短期イベントによる就業者確保を図りましたが、それだけでは知識や技術の十分な習得に至らなかったことや、就業後の生活への不安などから就業に結び付かなかったこともあり、年間 43 人の目標値に対し、直近 4 か年平均で 27.8 人と達成率 65%でした。

### (4) 「合併後の漁業協同組合数【沿海】」

漁業協同組合の強固な経営基盤を創出するため、組合ごとに合併に向けた考え方に相違があるため、合併成立まで時間を要しています。協議を重ねた結果、7 組合が 3 組合になりましたが、1 組合の目標値に対し、平成 30 年度は 20 組合に留まりました。

### (5) 「アユ種苗の自給率」（県内産種苗割合）

自給率向上のため、アユ中間育成施設の整備を進めてきましたが、平成 30 年度は施設稼働前のため自給率は 41.1%で、自給率 70%の目標値に対する達成率は 59%でした。

#### 目標値と達成状況

目 標	策 定 時	目 標 値 (令和7年度)	達 成 状 況
海面養殖生産量 (暦年)	(平成21~25年平均) 1,216トﾝ	1,461トﾝ	(平成26~30年平均) 1,051トﾝ
沿岸漁業生産量 (暦年)	(平成21~25年平均) 20,545トﾝ	25,000トﾝ	(平成26~30年平均) 14,516トﾝ
新規加入漁業就業者数 (年度)	(平成22~26年平均) 32.6人/年	43人/年	(平成27~30年平均) 27.8人/年
合併後の漁業協同組合数 【沿海】	(平成26年度) 24組合	1組合	(平成30年度) 20組合
アユ種苗の自給率	(平成26年度) 47%	(令和7年度) 70%	(平成30年度) 41.1%

### 3 全国の水産業の現状

#### (1) 水産物需給の動向

食用魚介類の一人当たり年間消費量は、平成13年度の40.2kgをピークに減少を続け、平成28年度には24.6kgまで落ち込んでいます。

また、水産物輸入量については平成30年は238万トンで、食用魚介類の自給率は平成21年以降56～62%で推移しています。

なお、水産物の平均産地価格は、平成21年以降上昇傾向にあり、平成17年から20年までは120～150円/kgでしたが、平成22年以降は150円/kgを超え、平成25年には177円/kgまで上昇し、平成30年は159円/kgでした。

#### (2) 水産資源・漁場環境

全国の漁船漁業生産量は、昭和59年にピークの1,161万トンを記録した後減少を続け、平成25年に376万トン、平成30年には339万トンになっています。

我が国の漁業は、昭和50年代からの200海里体制<sup>68</sup>を迎えて以来、遠洋における主要な漁場である外国の排他的経済水域からの締め出しや、外国海域への入漁料・燃油等の操業コストの長期的な上昇傾向を受けて遠洋漁業<sup>69</sup>の衰退が進んでおり、沿岸漁業・沖合漁業の重要性が高まっています。

日本周辺海域の主要水産資源については、魚種によって状況が大きく異なりますが、太平洋クロマグロの親魚資源量が過去にない低水準になっており、本県まぐろはえ縄漁船が主力漁獲対象としている中西部太平洋のメバチも乱獲状態にあるなど、一部の魚種において資源状況の悪化が深刻化しています。

また、沿岸の漁場については、水産動植物の生息・産卵場所として重要で水質浄化にも寄与している干潟や浅海域が、開発や磯焼けの影響で平成10年の19.5万ヘクタールから平成19年に推計17.3万ヘクタールになるなど、減少傾向に歯止めがかかっていません。

一方、河川や湖沼などの内水面では、サケ類以外のほとんどの魚類資源が減少傾向にあり、その要因として、生息環境の変化とカワウやオオクチバスなど外来魚による捕食が影響していると考えられています。

#### (3) 漁業就業者

漁業就業者は、平成20年は全国で221,908人、平成25年は180,985人、平成30年には151,701人まで減少しており、漁業の担い手不足が全国で進行しています。

また、年間新規漁業就業者数は、平成20年は1,784人、平成25年は1,790人、平成30年は1,943人であり、平成20年以降は2,000人弱でほぼ横ばいです。

なお、漁業就業者一人当たりの年間生産量は、遠洋・沖合漁業では平成26年以降、600～800トン台、沿岸漁業は10～11トン台と横ばいで推移しています。

(参考文献：平成27、令和元年度版水産庁「水産白書」)

<sup>68</sup> 36 ページ参照

<sup>69</sup> 32 ページ参照

#### 4 本県の漁業生産量

区分 年	漁業生産量（トン）						
	海面漁業				海面 養殖業	内水面	
	計	沿岸	沖合	遠洋		漁業	養殖業
昭和59～63年 （平均）	93,756	30,845	15,406	47,505	3,370	1,347	154
平成元年～5年 （平均）	77,188	22,478	8,582	46,128	2,500	1,560	112
6～10 （平均）	70,639	18,094	12,810	39,734	2,488	1,201	92
11～15 （平均）	67,216	15,282	9,483	42,452	2,282	1,079	96
16～20 （平均）	45,950	20,407	4,631	20,912	1,652	404	102
平成16年	50,303	20,654	7,518	22,131	1,903	852	92
17	53,371	21,672	5,657	26,042	1,922	610	109
18	41,513	18,889	3,316	19,308	1,610	110	113
19	40,418	18,091	4,287	18,040	1,339	136	104
20	44,144	22,729	2,375	19,040	1,486	310	90
21	41,404	21,676	1,815	17,913	1,184	367	89
22	45,839	23,216	2,080	20,543	1,188	358	52
23	41,980	20,977	2,408	18,595	1,234	385	69
24	41,411	18,885	1,651	20,876	1,274	387	65
25	34,534	17,971	892	15,671	1,201	397	55
26	32,078	17,820	964	13,296	1,030	406	53
27	35,165	16,139	655	18,371	1,029	414	57
28	29,494	13,841	689	14,964	973	416	68
29	28,797	13,636	421	14,740	1,171	408	60
30	28,138	11,142	423	16,572	1,049	395	68

（農林水産統計年報により作成）

- （注） 1 平成16年から（独）水産総合研究センター及び県水産技術センターの数値を除く。  
 2 平成17年から沖合漁業に区分されていた中・小型まき網を沿岸漁業に繰入れた。  
 3 平成18年から内水面漁業は遊漁による採捕量を除く。  
 4 平成19年以降の沿岸、沖合、遠洋の数値は未公表のため計算値とした。

## 5 本県の漁業生産額

年 区分	漁業生産額 (百万円)				
	海面漁業				海面 養殖業
	計	沿岸	沖合	遠洋	
昭和 59～63 年 (平均)	41,732	9,467	4,651	27,614	961
平成元年～5 年 (平均)	32,601	9,664	2,543	20,394	791
6～10 (平均)	28,213	7,720	2,483	18,011	809
11～15 (平均)	19,755	5,868	2,116	11,770	755
16～20 (平均)	14,712	5,785	1,170	7,759	511
平成 16 年	14,845	5,704	1,416	7,725	634
17	15,538	5,849	1,178	8,511	563
18	13,757	5,714	1,006	7,037	449
19	13,690	5,420	1,050	7,220	410
20	15,730	6,240	1,200	8,300	500
21	12,830	6,500	490	5,840	450
22	14,520	5,970	750	7,800	450
23	13,797	5,687	498	7,612	448
24	13,636	4,730	366	8,539	453
25	12,223	4,311	550	7,362	400
26	14,776	6,316	442	8,018	375
27	18,652	6,112	379	12,161	360
28	16,362	6,395	398	9,569	460
29	17,087	6,733	381	9,973	494
30	15,074	5,053	310	9,710	330

(農林水産統計年報により作成)

(注) は本県の漁業生産量を参照  
内水面漁業については統計なし。

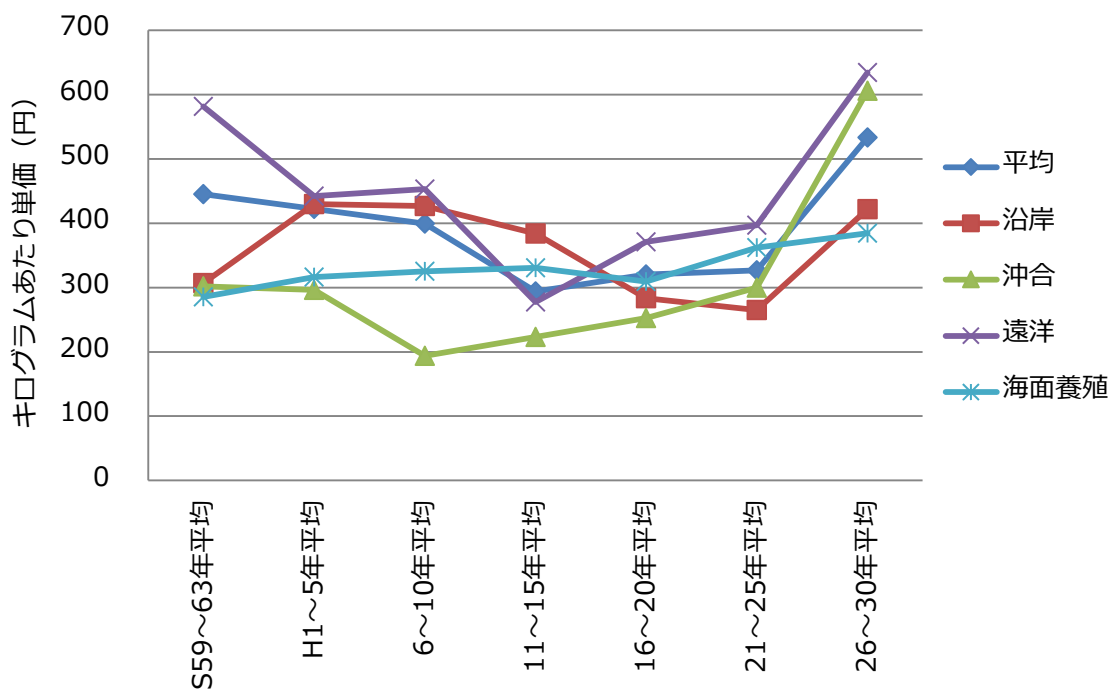
## 6 本県の年代別新規就業者数の推移

(単位：人)

年度	10代	20代	30代	40代以上	合計
平成6～10年 平均	5	13	5	8	31
11～15年 平均	7	12	7	7	33
16	4	5	4	4	17
17	1	3	5	5	14
18	6	13	3	5	27
19	2	7	7	4	20
20	4	15	7	9	35
21	3	9	9	9	30
22	7	12	9	3	31
23	6	8	13	10	37
24	3	10	5	12	30
25	4	9	13	11	37
26	4	8	8	6	26
27	1	12	8	5	26
28	3	8	12	9	32
29	5	14	4	7	30
30	5	9	2	7	23

(水産課資料により作成)

## 7 県内における漁業種類別漁獲物の平均価格の推移



(農林水産統計年報より作成)

## 8 かながわの魚 11種 (50音順)

神奈川で獲れる魚をもっと知っていただくため、平成17年4月に、県内で獲れる代表的な11種を選び、「かながわの魚」として決めました。



### アユ

【主な漁法】釣り

【主な水揚地】相模川、酒匂川、早川、千歳川

【味の特徴】スイカにたとえられる独特な香りがあり、淡水魚で随一の人気を誇る。

【食べ方】塩焼き、甘露煮等



### キンメダイ

【主な漁法】釣り

【主な水揚地】三浦半島

【味の特徴】白身でやわらかい肉質。冬～春に特に脂が乗る。

【食べ方】刺身、煮付け等



### シャコ

【主な漁法】底びき網

【主な水揚地】東京湾

【味の特徴】歯ごたえがよく、甘みと独特の風味がある。水揚げ後すぐに茹でないと歩留まりが悪くなる。

【食べ方】茹で、寿司、味噌汁等



### シラス (イワシ類の仔魚<sup>※</sup>)

【主な漁法】船びき網、地びき網

【主な水揚地】相模湾、三浦半島

【味の特徴】鮮度低下が早く、生食する時はできるだけ新鮮なものを現地で選ぶ。

【食べ方】釜揚げ、たたみいわし等

※仔魚：イワシ類の場合は、孵化後の体が半透明な時期を指す。



### マアジ

【主な漁法】定置網、一本釣り

【主な水揚地】相模湾

【味の特徴】ほどよい旨みがあり、万人向けの味わい。

【食べ方】刺身、フライ、塩焼き等



### マアナゴ

【主な漁法】あなご筒、底びき網

【主な水揚地】東京湾

【味の特徴】ウナギより脂分が少なく、白身で淡白。

【食べ方】寿司、天ぷら、白焼き等



**マグロ**(クロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、ビンナガ、キハダ)

【主な漁法】はえ縄、釣り、定置網

【主な水揚げ地】三浦半島（メジと呼ばれる小型マグロは相模湾）

【味の特徴】関東では、クロマグロ、ミナミマグロ、メバチが刺身用で好まれる。メジは水っぽい。

【食べ方】刺身、寿司等



**マサバ・ゴマサバ**

【主な漁法】定置網、釣り、たもすくい

【主な水揚げ地】相模湾、三浦半島

【味の特徴】旨みが強く、「アラ」からはよい出汁が出る。

【食べ方】しめさば、味噌煮、塩焼き等



**マダイ**

【主な漁法】はえ縄、定置網、釣り

【主な水揚げ地】東京湾、三浦半島、相模湾

【味の特徴】しまった白身で味に癖がなく、小骨も少ない。

【食べ方】刺身、塩焼き、鯛めし、うしお汁等



**マダコ**

【主な漁法】たこつぼ

【主な水揚げ地】東京湾、三浦半島、相模湾東部

【味の特徴】旨みの強い白身。茹でる時に茶葉を入れると色よく茹で上がる。

【食べ方】刺身、カルパッチョ等



**ヒラメ**

【主な漁法】刺網、定置網、小型底びき網

【主な水揚げ地】相模湾、三浦半島、東京湾

【味の特徴】しっかりとしまった白身で癖がない。歯ごたえを楽しむには捌いてからすぐに供する。

【食べ方】刺身、寿司、昆布締め等





## 9 水産基本法【抜粋】

(平成十三年六月二十九日法律第八十九号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

#### (水産物の安定供給の確保)

第二条 水産物は、健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 水産物の供給に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければならない。

3 国民に対する水産物の安定的な供給については、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行われなければならない。

#### (水産業の健全な発展)

第三条 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。

2 水産業の発展に当たっては、漁村が漁業者を含めた地域住民の生活の場として水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水産に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (水産業者の努力等)

第六条 水産業者及び水産業に関する団体は、水産業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 漁業者以外の者であって、水産動植物の採捕及びこれに関連する活動を行うものは、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

(水産業者等の努力の支援)

第七条 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるに当たっては、水産業者及び水産業に関する団体がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

(消費者の役割)

第八条 消費者は、水産に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

### 第三章 行政機関及び団体

(行政組織の整備等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

## 10 内水面漁業の振興に関する法律【抜粋】

(平成二十六年六月二十七日法律第百三号)

### 第二章 基本方針等

(都道府県計画)

第十条 都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画（以下この条において単に「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定めようとする場合において、当該計画に係る内水面について河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）の長が指定区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。）内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第三十五条第三項において同じ。）があるときは、あらかじめ、当該河川管理者に協議しなければならない。

3 都道府県は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

裏表紙写真 昭和40年代のかながわの漁業  
帆を張って風の力で網を曳く「打瀬（うたせ）網」





神奈川県

環境農政局農政部水産課 水産企画グループ 電話(045)210-4542(直通)  
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588  
電話(045)210-1111(代表) 内線 4542  
FAX(045)210-8853